

と き 平成15年6月2日(月)

ところ 三田共用会議所第4特別会議室

## 第9回独立行政法人評価委員会 農業分科会議事録

松本分科会長 定刻の1時30分になりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第9回農業分科会を開催いたします。

本日の議長を務めてまいります松本でございます。よろしくお願いいたします。

委員並びに専門委員の先生方には、お忙しい中ご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

さて、本日の会合でございますが、委員並びに臨時委員の計13名のうち12名の方にご出席をいただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する、同条第1項の過半数の出席要件を満たしておりますことから、成立していることをご報告申し上げます。

それでは、早速でございますが、本日の議事に入ります前に、事務局の方から、本日の委員並びに専門委員の出席状況の報告と、今回から新しく加わっていただく委員の紹介、そして配付資料の確認をお願いしたいと思います。

生産局総務課長 それでは、まず本日の委員の皆様方の出席状況でございますけれども、坂本委員、土居専門委員、日和佐専門委員、守田専門委員におかれましては、ご都合によりましてご欠席と伺っております。

続きまして、今回から新たに委員に加わっていただいております方がございますので、ご紹介させていただきます。前回の分科会でご紹介いたしましたとおり、ことし10月から新たに6つの独立行政法人が新設されまして、そのうちの4つがこの農業分科会に所属することとなっております。したがって、11名の方につきまして新しく委員をお願いしております。それでは、ご就任いただいた臨時委員、専門委員の方々を、こちらの方からご紹介させていただきます。安部新一臨時委員でございます。清野英二臨時委員でございます。忠聡臨時委員でございます。渡辺紹裕臨時委員でございます。

なお、渡辺臨時委員につきましては、林野分科会にも所属いただいております。

それから、石田裕美専門委員でございます。泉本小夜子専門委員でございます。岡智専門委員でございます。馬場治専門委員でございます。福田晋専門委員でございます。

そして、本日ご都合によりご欠席でございますけれども、佐藤洋一専門委員、森戸英幸専門委員を委員をお願いしております。

次に、本日お配りしておりますお手元の資料のご確認をお願いしたいと思います。まず、資料1といたしまして、農業分科会の委員名簿でございます。資料2、評価基準の変更(案)でございます。各法人ごとに2-1-1から2-6-2まで。それから、資料3といたしまして、

総務省の独立行政法人の評価委員会からの意見に対する対応状況ということでございます。資料4といたしまして、13年度の実績評価結果の通知後における各法人の対応状況、それから、資料5といたしまして、平成14年度の業務実績概要ということでございます。各法人ごとに5-1から5-6までございますけれども、大きなクリップでとめております。それから、資料6といたしまして、縦長、横書きの形で、独立行政法人の中期目標等の変更(案)ということでございます。6-1から6-4までございます。それから、資料7といたしまして、新しく法人として設立される法人につきましの業務内容及び中期計画(案)ということでございます。資料7につきましても、とじておりますが、一番最初に簡単な法人のポンチ絵をつけておりまして、そちらに資料番号を振っておりませんので見づらくて申しわけございませんが、縦長、横書きのポンチ絵で始まる、クリップでとめたものが資料7でございます。参考資料といたしまして、参考1が農業分科会における平成14年度業務実績評価の進め方、これは1枚紙でございます。それから、プロジェクトチームのメンバー表、参考2でございます。これも1枚紙でございます。それから、次回の日程調整について(お伺い)ということで、2枚紙がございます。

以上でございます。何か抜け落ちているもの等ございましたら、事務局の方に言っていただければ用意したいと思います。

松本分科会長 それでは、引き続きまして、官房文書課長よりごあいさつをいただきたいと思っております。

大臣官房文書課長 ただいまご紹介に預かりました大臣官房文書課長の竹谷でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、皆様方お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、この独立行政法人の評価委員会全体の窓口を務めさせていただいております関係で、若干冒頭にごあいさつをさせていただきたいと存じます。

本年度の農業分科会におかれましては、昨年と同様に、前年度、すなわち14年度のそれぞれの法人の業務実績の評価をやっていただくわけでございますけれども、それに加えまして、新しい課題が2つございます。1つは、私ども一昨年のBSEの発生、いろいろ食品安全対策というものを強化してまいりました。その関係がございまして、食品安全対策の関係の強化に伴いまして、既存の独立行政法人、こちらで扱います法人の幾つかにつきまして、その関係での強化を行わなければいけない。その関係で、中期目標の見直しを行わなければならないという課題でございます。もう一つの課題は、ことしの10月に、昨年の秋に成立いたしました法案を

踏まえまして、従来特殊法人あるいは認可法人といった形態になっておりました法人が移行して、独立行政法人の第2期生という形で入ってまいるわけでございますけれども、それらの新しい独立行政法人につきまして、中期目標の策定をお願いしたい。それらにつきまして、皆様方のご審議を賜りたい。あわせまして、今後は既存の6法人プラス4法人が入りますから、全部で10法人につきまして、ご審議を賜りたいという次第でございます。

順を追ってもう少し詳しく申し上げますと、安全対策の関係でございますが、大変残念なことに、一昨年の9月に、いわゆる狂牛病といいますが、BSEの感染牛というものが我が国においても確認されたわけでございます。それを契機といたしまして、いろいろの食品安全の問題が国内外で問われたわけでございまして、そうした中で、食品の表示の問題なども問われたわけでございます。また無登録農薬の問題もあつたりいたしまして、非常に、いろいろな意味で国民の皆様方から、食品の安全・安心に対する信頼という意味で大きく揺らいだここ数年間であったわけでございます。そうした一連の事件を反省し、また踏まえまして、全体でいろいろな対策をとっていかうということで取り組んできたわけでございます。

そして、今、国会にいろいろな法案を出しております。5月に食品安全基本法という法律が成立いたしております。これを踏まえまして、7月には食品安全委員会という、リスク評価を専門に行います委員会が内閣府に設けられることになっております。また、農林水産省におきましても、リスク評価の方は内閣府の方でお願いするわけですが、それを具体的に現場に移していきますリスク管理の仕事を引き続きやらせていただくわけでございまして、その関係での仕事の強化という面から、組織の見直し、またいろいろな法律諸制度の見直しということを用意しております。その関係で、現在5本の法案を国会に出してございまして、衆議院は通りまして、今、参議院の審議、あしたも予定されておりますが、大詰めを迎えているところでございます。

そうした中で、制度面でいきますと、農薬取締法でありますとか、肥料取締法といったような、この分科会に関係の深い法律を見直しておりますし、またこの分科会の独立行政法人に関係いたします仕事として、牛のトレーサビリティの制度を新たに導入しようというようなことも予定しているわけでございます。

それから、組織面につきましては、食品安全委員会の立ち上げにあわせまして、ことしの7月から農林水産省の組織を見直したいということで、この法律、法律の中には農林水産省の設置法というのが入っておりますので、それにあわせまして組織の見直しをしまして、その成立を見ますれば、7月のスタートということで、新しく消費・安全局というものを設けていきた

いというふうに考えております。これは消費者問題と安全問題を専門に取り扱う新しい局を立ち上げていきたいというふうに考えております。

そして、地方におきましても地方農政事務所という組織をつくりまして、安全問題に積極的に取り組む、本省あるいは地方組織を通じまして、リスク管理の体制をしっかりと整えていきたいというふうに考えている次第でございます。

そうした組織の見直しあるいは制度の見直しに対応する形で、こちらの分科会で扱っておられます独立行政法人、具体的には農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、家畜改良センター、種苗管理センター、農薬検査所といった、それぞれの独立行政法人につきまして、体制の強化を図り、また先ほど申しました牛のトレーサビリティあるいは農薬の使用の規制の強化ということをにらみまして新しい仕事をしていただきたいというふうに考えているわけでございます。そうした関連で、中期目標の見直しをきょうから始まりまして、ご審議をいただくわけでございますが、この点は国民の皆様方からの関心の大変高い、要請の高い事項でありますので、ぜひともよろしくお願い申し上げたい次第でございます。

それから、第2点でございますけれども、ことしの10月から、特殊法人、認可法人から移行してまいります新しい独立行政法人、幾つかあるわけです。その中で、4つの独立行政法人がこの分科会に関係をしております。これらの独立行政法人は、今までの独立行政法人と違ってきて、年金制度でありますとか、あるいは金融制度でありますとか、価格対策、あるいは公共事業といったような、今までの独立行政法人とはかなり性格の違う内容でございます。もちろん農業分野にかかわる点では一緒でございますけれども、仕事の仕方も大分違いますし、また財務基盤という面でも、国のお金中心というよりは、それにプラス地方のお金が入っていたり、あるいは民間からのお金が入っている財務基盤を持っていたりというようなことで、いろいろな違いがございます。そうした違いも踏まえながら、それらにふさわしい中期目標というものを主務大臣として提出していかなければならないという課題がございます。その点につきましても、皆様方のご審議をいただき、これらの新しい法人にふさわしい中期目標の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。これまた第2期生の新しい試みでございますので、国民の皆さんの関心が非常に高いわけでございますので、ぜひともよろしく願いいたしたいわけでございます。

そして、もとよりでございますが、14年度の既存の独立行政法人の業務実績のご評価もお願いしたいというわけでございます。昨年度は、その前の13年度のご評価をいただいたわけですが、最初のご評価ということで、なかなかいろいろな難しい問題があったかと存じます。

そして、その中で大変精力的にご尽力をいただきまして、ご評価をいただいたというふうを受けとめている次第でございます。これに加えまして、本年度はこの既存の法人の評価につきましても幾つか違った点がございます。1つは、ご案内のように先ほど資料の確認で話が出ておりましたけれども、総務省の方に政策評価独立行政法人評価委員会という、全体の評価委員会があるわけでございますが、そちらの方からも意見というものが出ております。全体的な意見で本来あるべきものでございますが、それらの意見にどのように参酌してどのように対応するか、それを踏まえて、どういった評価基準を考えていくかという論点の一つあるわけでございます。きょうご審議いただく点の一つでございます。

また、もう一つは、この評価というものをより一層政府としてしっかりと受けとめていくという観点に立ちまして、評価を新しい、すなわち今度我々がやるのでは16年度の予算編成によりの確に反映していきたいというふうに考えております。15年はもう既に走っていますから、14年度の結果を来年の16年度の予算編成に反映させていきたいと思っております。そうしますと、どうしてもタイムスケジュール的に昨年より若干急いでいただきたいということで、ことしのタイムスケジュール全般に1カ月ほど早目のスケジュールということで、お忙しい中大変恐縮ですけれども、スケジュール面でも若干前倒しをさせていただく次第でございます。

本当に昨年におきまして大変お忙しい中ご尽力いただきまして、またさらに法人の数もふえ、スケジュールも立て込んできているということで、恐縮ではございますけれども、盛りだくさんの内容でございますけれども、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

お願いを申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

松本分科会長 本日は、その他も加えますと5つの議題または議事が予定されております。3つ目までが既存の独立行政法人に関するものでございますので、ここまで審議いたしました後に、およそ4時ごろになろうかと思いますが、休憩をはさんで最後の議題を審議していきたい、こういう予定にしております。

それでは、本日1つ目の議題に移りたいと思います。1つ目の議題は、業務実績評価基準の見直しについてでございます。事務局からご説明をお願いいたします。

生産局総務課長 ご説明いたします。

実績評価基準の見直しにつきましては、去る3月3日に開催されました第8回の農業分科会におきまして、各法人ごとにプロジェクトチームを設置して、まず十分ご検討いただく。その後分科会全体でご審議いただく、そういったやり方につきましてご了承をいただいたところでございます。本日まで、各委員、専門委員の皆様方におかれましては、各プロジェクトチーム

での精力的なご議論をいただいたところでございます。その結果といたしまして、資料2 - 1から資料2 - 6まででございますけれども、各法人ごとに業務実績評価の基準（案）をまとめていただいたところでございます。それに沿いまして、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

松本分科会長 また、各プロジェクトチームにおきましては、評価基準の見直しとあわせて、総務省政策評価独立行政法人評価委員会からの意見に対しまして、農業分科会としてどのように対応するか、こういうことを検討いただきましたけれども、その結果を事務局の方で取りまとめ、資料3として用意してございますので、ご紹介いたします。本資料につきましては現段階の対応状況ということでまとめておりますので、14年度の評価作業が終了した段階で、改めて最終的にどのような対応を行ったか、取りまとめていきたいと考えております。

それでは、評価基準の見直しの結果を各プロジェクトチームごとに代表者からご報告いただきますが、まず6プロジェクトチーム分すべて報告いただきました後に、全体としての討議を行う、こういう順序で審議を進めたいと思います。

なお、時間が限られておりますので、ご報告は、1プロジェクトチーム当たり5分程度という、大変短い時間で恐縮でございますが、5分程度をお願いをしたいと思います。

それでは、まず農林水産消費技術センターチームの方からお願いいたします。

手島委員 農林水産消費技術センターの評価基準の新旧対照表という、資料の2という横長のものがございますけれども、その1ページから御覧いただきたいと思います。

まず最初は、2 - (1)でございますが、この部分については、評価基準本文及び評価指標シートの短期借入金の限度額については、総務省の評価委員会からの意見にあるように、要請に基づく業務及び短期借入金について、実績がない場合、評価の対象外とすることを評価基準の本文及び評価指標シートに明示したものであります。ちょうどアンダーラインが引いてあるところでございます。

続きまして、その下です。第1 - 2 - (1)というところでございます。これは次のページの真ん中ぐらいいってありますが、この項目は、理事長のリーダーシップとその実行というようなことについての項目ですけれども、役員と職員の責任と役割を明確化するとともに、理事長の指揮のもと、効率的な組織運営を行うということについては、組織体制の整備において一度評価したところでありますけれども、将来を見据えた評価を行うためには、トップマネジメントが重要な要素であるということでもありますので、これまでの現行の中では、会議を開

催したかどうかということだけを挙げてあったんですけれども、これを見直しまして、その内容や成果にも触れて、評価の充実を図ることにしたということでございます。そこにありますように、会議のやり方とか成果などについても、定量的な指標をつけられるところはつけて、具体的なものにしてあるということでございます。

続きまして、その下です。2ページの中段の方ですが、2-3-(1)のところでございます。これは、遺伝子組換えにかかわる表示が義務づけられた食品について、前処理技術及びPCR法などによる定性分析技術を確立するということなんですが、これについては、平成14年度において新たに表示が義務づけられた遺伝子組換え体が多かったことから、この年度は実施しなかったということなので、次年度以降に実施するようにしたということでありまして。

続きまして、3ページ、第2-3-(1)-エ-のところですが、これは同じようなことなんですが、LC-MSを利用し、ポリフェノール類等の機能性成分についての効率的な分析方法を確立するということについては、行政ニーズに基づき、加工食品中のアクリルアミド及び野菜中の亜硝酸濃度にかかわる検査技術の開発に関する調査研究課題について、緊急的に実施する必要性が生じたことから、調査研究課題のプライオリティーなどを検討して、本指標にかかわる課題を中止したために、本来のテーマは次年度以降にしたということでございます。緊急の飛び込みがあったので、これは次年度に回したということでございます。

それから、3ページの一番最後、第4、短期借入金の限度額ということにつきましては、これは借入金の限度額については、総務省の評価委員会からの意見にもあるように、借入金が多かった場合には評価は行わないことにするというふうに評価基準を変えたということでありまして。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、次に種苗管理センターチームについて、お願いいたします。

徳江委員 資料といたしましては資料2-2-1をごらんいただきたいと思います。

私どもの検討結果としては、短期借入金の有無にかかわる基準の見直しという1点にとどまっております。借り入れは行われなかった、または借り入れに至った理由等は適切であったか、これは現行でございますが、改定としては、借り入れに至った理由等は適切であったか、この1点ということでございます。

それで、なぜ私どもは借り入れにかかわる基準の見直しだけにとどめたかと申し上げますと、理由としては、2つございます。第1の理由は、平成14年度に新規業務への対応として、種苗管理センターの中期目標、中期計画の変更を行っていないこと、それから、13年度に行った評

価結果から、既存の評価基準の見直しを行うべきであるという意見がなかったという点です。

第2番目は、今、申し上げましたように、短期借入金の項目以外の総務省評価委員会からの意見への対応についても、表明されている意見の基本的な考え方というのは、評価活動の準則、すなわち評価の基本的着眼点であるというふうに私どもは理解しております。したがって、直ちに評価基準を見直すことで対応するといったやり方よりも、意見への対応に際しどのような対応が必要となるかといった点を確認する意味からも、評価シートの記載内容の充実等を中心としたやり方でまず対応すべきではないかという考えからであります。最終的に評価シートの記載内容の充実等を中心としたやり方では不十分であると判断された場合には、評価基準の見直しを含めた検討を行っていただければよいと考えております。

なお、適正な評価を行うに当たって重要であり、各法人共通的に検討を進めていく必要があるかと思われる事項について、意見を述べさせていただきます。

これは来年度以降、あるいは早ければ平成14年度の評価からもし入れられればと思っておりますけれども、これから申し上げます3つの点について、これは分科会でご検討いただければと思います。

第1点目は、先ほどの資料3の総務省の評価委員会からの第一次意見があるんですが、これは第一次意見の種苗管理センターのところの評価シートの中で、民間委託、スリム化等に関する記述を追加する。つまり、業務運営の効率化に関する評価について、本組織が独立行政法人化への移行に際し、可能な限り業務の民間委託を行い、スリム化を図ることをやってもらいたいといったことを考慮して評価すべき。これは大変難しい問題でございまして、一気にこの辺について評価基準を設定するというのはなかなか難しいものですから、この評価シートの中で、まず民間委託とかスリム化等に関する記述を追加して、もっと記述シートを充実しようではないかという意見でまとまりました。

それから、2点目、これは資料3の3ページです。例のセグメント情報ということでございます。下の方です。業務や施設ごとの分析・評価の実施の検討ということで、これは各地方機関等とございますけれども、この地方機関等についてもそれなりの評価をなさいたいというような意見が述べられておりますけれども、これについても私どもとしてはここに対応状況にありますような形で、どうしてもセグメント情報というのは法人の評価に大変必要かつ重要だと思っておりますので、こういった形でまとめました。

それから、3点目としては、9ページ、ここにも総務省の評価委員会の方から指摘内容として、特に後段、「このため、独立行政法人評価委員会は、法人において必要なデータが集計され

ることとなるよう、適切な措置を要請することが期待される。特に、支出について評価を行う場合は、各費目の支出状況を数字上評価することに加えて、例えば固定費用とか業務量対応変動費用に、類型化、再分類等をした上で、それらの実施状況の分析を行う等費目の性格に応じて」云々ございます。したがって、まだ対応が十分にいかないと思いますけれども、この辺についても各法人はこういうデータの分析評価ができるようなデータの整備をお願いしたい、ということで、私どもとしては3点ばかりプロジェクトチームの結論としてはこういった形で意見として皆様方にご検討いただきたいということでまとめさせていただきました。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、次に家畜改良センターチームについて、お願いいたします。

鈴木委員 私どもは4月22日に農水省生産局第七会議室において、会議を開催しました。その検討概要につきまして、ご報告させていただきます。

まず、検討するに当たりまして、さきの農業分科会で示されました総務省評価委員会の指摘事項に対する分科会長案に沿って、検討チームの事務局であります畜産技術課で、家畜改良センター独自の理由により、分科会長案と異なる部分があるか、あるいはその場合にはどのように対応するかというふうなことを検討しました。それから、14年度評価の指標変更点についても、同時に事務局から提案されましたので、それにあわせて検討をいたしました。

検討内容を報告しますが、まず総務省から個別に指摘されました一次意見について、これは資料3を見ていただきたいと思います。資料3の2段目に、家畜改良センターの対応状況というのが書かれております。まず、「業務運営の効率化に関する評価について、本組織が、独立行政法人への移行に際し、可能な限り業務の民間委託を行い、スリム化を図ることが求められていたことを考慮して評価を行うべきである」というふうな指摘を受けまして、業務を行う上で外部委託がふえることが一概に効率的でスリム化が行われるとは限らず、外部委託する場合、委託するコストと直接行った場合のコストをよく把握して実行することが必要であり、業務運営の効率化を評価するに当たっては、事業実績とコスト、さらには事業達成に必要な組織とが密接な関係であることから、これらの関係をもとに、効率的な運営がなされ、スリム化がされるべきと考える。このことを考慮しまして、業務の効率化に関する評価を行うべきであり、そのためには、どのような資料を法人に要求し、どのような分析を行うことによりどのような評価指標を設定すべきか、また、できるかをさらに検討すべきであり、14年度評価実績における対応は、資料3の対応状況欄に示してありますように、評価シートに民間委託、スリム化等に関する記述を業務概要に必要なに応じて記述することで対応し、15年度以降に、さきに述べま

した内容を検討し、順次業務の効率化の評価に取り入れていきたいと考えております。

次に、2次の意見への対応でございますけれども、家畜改良センターの独自の対応といたしましては、資料3の14ページをごらんいただきたいと思います。資料3の14ページの、1段目については、今までの評価基準を総合評価において定めておりませんでしたけれども、今回総務省からの意見では、評価結果を経年比較できるような配慮をする必要があるというふうな、類型化を求められております。これに対応するために、評価基準を改正し、総合評価を類型化することといたしました。検討内容としましては、家畜改良センターの業務の性質から、研究では必ずしもよい結果ばかり得られるわけではなく、挑戦的な研究に取り組むこと自体が家畜の改良を引っ張っていくこととなることも考えられます。このような点を十分に総合評価に反映させるべきであります。経年比較が行えるよう、3段階の評価を取り入れることだけでは無意味ではないかという意見もありました。こういった意見もあることから、類型化はするものの、類型化した表現と従来の文言による評価結果は一体として扱うべきであり、類型化した表現だけがひとり歩きしないように、取り扱いについては分科会に要望したいと思っております。

また、3段目については、網羅的な分析評価が行われることが明らかとなる形で公表との事項がございます。評価が網羅的に行われていることが明らかになるように評価書に明記するとともに、特に必要な事項については個別に評価項目に理由を明記することを評価基準の留意事項として加えることといたしました。さらに、その他総務省からの意見につきましては、分科会長案に沿った対応とすることとし、短期借入金の評価については、短期借入金がない場合には評価を行わないこととし、評価シートを変更することで対応し、他の意見に対しては評価シートの記載事項の内容で対応することとしました。

これらの結果、資料2-3-1の評価基準の新旧対照表のとおり改正すべきであるということ、家畜改良センターのプロジェクトチームの検討結果としてご報告いたします。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、次に肥飼料検査所チーム、お願いいたします。

深見専門委員 それでは、肥飼料検査所の方から報告させていただきます。

肥飼料検査所のプロジェクトチームの会合は、4月22日、肥飼料検査所の本部において行われました。このときの評価基準の作成に当たりましては、まず第1に、昨年度の評価結果に対し、総務省評価委員会から出された指摘を踏まえたものにするということと、それから、BSEの発生に伴い変更した中期計画に即したのものにすること、この2点を考慮いたしました。

資料2-4-1を見ていただきたいと思いますけれども、ここにありますように、BSEの問題

というのは、昨年は緊急的に行った業務として、大項目レベルで評価をしてきたんですけれども、一番最初の2 - (3)にありますように、緊急対応業務の評価は中項目のレベルで評価するというふうに変更いたしました。これは、後で説明いたしますけれども、BSEの関連業務が中期計画の中に入ってきたからで、それと関連しています。

それから、まず1ページの第1 - 1 - (3) - イに関連してですけれども、これは資料3にあります肥飼料検査所に対する総務省からの第1次意見に、業務運営の効率化に関する評価について云々とありますけれども、最後の2行です、評価については、「削減、合理化等の状況のみならず、検査の充実等の措置状況についても評価の結果を明示すべきである」というような指摘がありまして、それに対応しまして、この1 - 1 - (3)にありますように、汚泥肥料等の検査の充実に関しましては、従来の検査対象肥料の立入検査件数削減に応じた汚泥肥料の立入検査件数を増加するというように、具体的に件数を評価指標として明示することとしました。

それから、2ページ目以降ずっと8ページに至るまで、これはBSE関連のことになるんですけれども、先ほど申し上げましたように、昨年度はこのBSE関連業務は緊急的に行った大項目レベルで評価してきました。しかしながら、今年度はこれらの業務は既に中期計画に位置づけられていますので、それぞれの中期計画中の項目に沿って評価することにしました。また、一方で、農林水産省からの要請に基づいて行った中期目標等でない飼料用抗生物質中の肉骨粉由来のDNAの確認や、たい肥中の有機塩素系農薬の実態調査などの業務につきましては、内容を考慮し、大項目レベルでは評価せずに、大項目の一つであります国民に対して提供するサービス業務の中の中項目で評価するように対応しました。

それから、1ページに戻っていただきますけれども、1ページの最下段に、第1 - 4、業務運営の効率化と財務運営の改善の項であります。ここでは、新規事業にかかわる経費は人件費と同様に除外対象といたしました。

それから、最後になりますけれども、8ページです。第4の短期借入金の借り入れに関してですけれども、これに関しましては、農業分科会全体の対応方針に従って、借入がなかった場合は本項目の評価を行わないというふうに変更をいたしました。

以上です。

松本分科会長 それでは、次に農薬検査所、お願いいたします。

長尾専門委員 資料2 - 5 - 1をごらんいただきたいと思います。

これはほかの部門でもご報告がありましたように、短期借入金のなかった場合には評価しないということにいたしました。

それから、資料の3をごらんいただきたいと思うのですが、農薬検査所の業務の特徴といたしましては、1ページの一番下でございます、検査期間中に外部の評価を受ける期間がございます。そのために検査の期間が長引くことがございますが、そういう部外の評価を受ける期間は除外するというを特記することにして、明確にいたしました。

それから、相談業務がございまして、申請者が検査のための事前相談を申し出てくる場合がございます。その場合には、事前相談が申請者の実質的に負担の軽減になっているかどうかという、効率化だけではなくて、サービス事項としてその両方が評価されるようにというふうに特記することにいたしました。それは2ページの一番上に記載してございます。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、最後になりますが、農業者大学校チーム、お願いいたします。

田嶋専門委員 農業者大学校チームの田嶋が見直し案の報告をさせていただきます。

まず、評価基準本文について見直しました。資料の2 - 6 - 1をごらんください。現行は(4)総合評価として、「上記各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情等、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他特筆すべき事項等も勘案して評価を行うものとする。なお、必要がある場合には、業務の適正化を図るために講ずべき措置等も併せて記載するものとする」となっておりますが、これを見直しまして、総合評価の観点を2項目に分けました。そして、1項目めで客観的な評価基準を加えました。まず、

として、「総合評価は、中項目の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際原則として各中項目につきABCで評価を点数化した上で評価を行う」というふうにしました。このABCの評価基準は、Aが合計点が満点の90%以上の場合、それから、Bが合計点が満点の50%以上、90%未満の場合、Cが合計点が満点の50%未満の場合というふうにはっきりと客観的な基準を示したということであります。

それから、2点目です。総合評価の2項目は、現行の総合評価の内容をそのまま生かしたものととなっております。

次に、評価指標シートの方ですが、資料でいいますと2ページ目になります。評価指標シートの方に移らせていただきますが、まず学生の就農状況等の維持改善のところで、従来、現行は学生数について定員の確保状況が定員の80%以上をAとする。定員の40%以上80%未満をBとする。それから、定員の40%未満をCとするというふうになっておりますが、これをAが90%以上、それから、Bが50%から90%の間、それから、Cが50%未満という、評価の基準を生かすために見直しをしまして、Aを確保目標45として45の90%以上の場合Aとする。それから、

確保目標の50%以上90%未満をBとする。それから、確保目標の50%未満をCとする。こういうふうに見直しをしました。それから、学生の確保状況の数値であります、これは当該年度の確保数の実数をここに当てるといふことははっきりと明記をしました。この括弧内に書いてあるのがそうです。入学予定者数プラス入学者数。こういうふうになっておりますのは、農業者大学校の入学者というのは、1年間の農業実務の経験を必要としておりますので、高校を卒業してすぐに受験をして合格をした者は、1年間実務に携わってから入学をしてくるということになる。それから、実務に携わった後に受験をして直接入学をしてくる学生たちもおります。ということで、この2種類の入学生がいるわけで、それが当該年度に入ってくる、確保できる実数を示そうというふうにしたわけです。

それから、次に研修生の就農状況等の維持・改善というところでありますが、これはこれまで現行では長期研修の研修生については定員の70%以上をAとする。それから、定員の30%以上、70%未満をBとする。定員の30%未満をCとするというふうになっておりますが、これも見直しまして、90%とそれから50%という数値を生かすために、確保目標を40として、確保目標の90%以上をAとする。それから、50%から90%までをBとする。それから、50%未満をCとする、こういうふうに見直しをいたしました。

それから、研修生の確保状況につきましても、どういうふうの数値を出すかということをはっきりとさせました。括弧の中に示してあるのがそれでありまして、長期研修入所者数プラス短期研修、それから、公開講座、それから、農業体験学習及び視察者受け入れの実施延べ時間数、これを長期研修の研修時間で割ったその数、これを換算して研修生の確保の実数というふうにしたわけです。

それから、次に短期借入金の限度額というところでありますが、これはほかの法人のところと同様でありますので、省略をさせていただきます。

以上です。

松本分科会長 以上、6つのプロジェクトチームからご報告をいただいたわけですが、ただいまからそれぞれの法人の評価基準案につきまして、ご質問あるいはご意見をちょうだいしたいと思います。

どなたかございませんか。

ございませんでしたら、各法人の業務実績評価基準については、今回の案でご了承いただけるものと考えますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松本分科会長 それでは、当分科会といたしましては、この方向で了承することと決定いたします。今後細かい文言の調整につきましては、私に一任していただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、2つ目の議題に入らせていただきます。2つ目の議題でございます。平成14年度業務実績概要の報告についてでございます。それでは、事務局の方からご説明をお願いします。

生産局総務課長 ご説明申し上げます。

独立行政法人は、ご案内のとおり、通則法の第32条第1項におきまして、各事業年度の業務の実績につきまして、評価委員会の評価を受けなければならないとされているわけでございます。また、あわせて、第38条第1項におきまして、独立行政法人は毎事業年度財務諸表を作成し、事業年度の終了後3カ月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。主務大臣は、その財務諸表の承認に当たりましては、あらかじめ評価委員会のご意見を聞かなければならないこととなっております。それで、前回の農業分科会でご了承いただきましたとおり、平成14年度の業務実績評価につきましては、先ほど文書課長のあいさつでも申し上げましたけれども、次年度の予算等々に反映していくという意味で、昨年よりも1カ月ほど前倒しで実施をお願いしているところでございます。したがって、正式に申せば、独立行政法人から6月末までに財務諸表、業務実績報告が正式に提出されまして、そこからご審議いただくというのが筋ではございますけれども、前回ご了承いただきましたとおり、あらかじめ業務実績の概要につきましてご報告、ご説明させていただくということで、進めさせていただきたいと存じます。本日の分科会におきましては、業務実績の概要書を取りまとめておりますので、これをご説明申し上げ、正式な業務報告書あるいは財務諸表につきましては、正式に提出された段階でまた委員の皆様方に送付させていただきたいと考えております。その後、各プロジェクトチームごとに、昨年同様評価を進めていただきたいということでございます。

先ほど申しました業務実績の概要でございますけれども、資料5ということで取りまとめておりますが、あわせて昨年の業務実績評価におきまして委員の皆様より指摘された事項につきましては、各法人が14年度にどういうふうに反映したか、対応したかということにつきまして、ちょっと薄手の横長でございますけれども、資料4にまとめてございます。これにつきましては、各法人ごとにプロジェクトチームでご報告しておりますので、本日説明は割愛させていた

だきますけれども、これも含めまして、平成14年度においてどのような業務を行ったかということ、資料5に基づきまして、それぞれの法人からご説明させていただきたいというふうに考えております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

松本分科会長 それでは、法人ごとに理事長または担当理事からご説明をいただき、それが6法人すべて終了しました後に、全体として質疑応答に入らせていただく、こういう段取りで行いたいと思います。

なお、時間がここでも限られておりますので、大変申しわけありませんが、ご説明は極力簡単に、1法人当たり10分以内でお願いできたらと思います。

それでは、まず農林水産消費技術センターについて、お願いいたします。

消費技術センター理事長 それでは、説明させていただきたいと思いますが、資料は5 - 1 - 1という、三部に分かれております。最初の3枚紙でご説明したいと思いますが、それぞれの項目の後ろにページ数が打ってございまして、それにつきましてはその後ろについております実績報告書、横紙のものなんですが、そこにちょっと詳しく書いてございまして。その後ろに同じ5 - 1 - 2というのが、これはより詳しい部分的な資料を載せてございまして、参考にさせていただければと思います。

それでは、まず第1の、業務運営の効率化でございまして、うちのセンター、いろいろな調査とか講習会をやっておりますけれども、その内容を消費者がどういう内容を求めているかということにつきまして、まず必要性の高い調査課題をどのように選定しているかということでございます。(1)に書いてございまして、関係部局に対するアンケート調査、3,000件以上やっております。こういった結果に基づいてニーズを把握しているということでございます。ちなみに、最近は食品の機能性の成分でありますとか、表示、安全性、遺伝子組み換え、この辺の要望が多いということになっております。

それから、具体的に課題を決めるに当たりましては、そういったアンケート調査ももちろんですけれども、外部の有識者を含めた推進会議において、それから、消費者相談事例、これを踏まえて決定しているというのが(2)に書いてございます。

それから、2番目の検査分析処理時間、これの迅速化ということで、(1)は残留農薬の分析のことでございます。残留農薬は、1件約800分以上かかりますので、これは1,000件以上となりますと相当の時間を要します。これにつきまして、冒頭に書いてございまして、精度、感度を保持する、こういう大前提に立ちまして検討しております。5年間で1割短縮というこ

とでございますが、2年間で4.8%の短縮の可能性を確認しております。

それから、(2)これは品質表示基準製品の検査分析時間でございます。これも昨年は8品目合計で31%短縮の可能性を確認しております。それから、3でございますが、情報の迅速かつ効率的な提供という形で、情報を伝える媒体はいろいろあります。広報誌、パンフレット、講習会等ですけれども、特に迅速性という形で、ここに書いてございますようにインターネットの活用で開設運用しております、ホームページの更新回数167回、それから、アクセスは昨年度は約18万件ございました。前年度が11万件ですので、相当ふえております。それから、メールマガジンの発信、これは17回で9,200通余達成しております。

それから、大きなところの第2に移らせていただきます。国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上という部分でございますが、この1のところ、講習会等による消費者等に対する情報提供ということでございます。(1)は、食生活指針等です。こういった内容を普及啓発するということですが、地方公共団体の職員を対象としまして、講習会、研修会、これは58回、それから、要請に応じて講師を派遣しております。これが537回、いずれも前年度を大きく上回った結果になっております。そのほか、消費生活展などに91回出展しております。

それから、消費者相談、これも受け付けておまして、約6,200件対応しております。これも前年度に比べて1,000件ほどふえております。特に表示と安全性がこのうちのやはり半分を占めております。表示につきましては、2月に表示110番を設置しまして、約1,600件の相談がございました。

なお、5月からこれにつきましてはフリーダイヤル化を図っております。

それから、(3)のところでございますが、こういった講習会、研修会等の効果判定を顧客満足度という指標で評価していただいております。5段階評価でございまして、それぞれ最低でも3.7以上の評価をいただいております。

それから、2番目に移りまして、残留農薬等の微量物質の確認調査ということ。(1)は残留農薬の検査でございまして、これは1,321件、その他の微量物質の検査、ここには抗菌性物質とか、規定外の添加物が対象になっていきますけれども、そういったものが557検体、いずれも計画値を上回る実績を得ております。これらの農薬等につきましては、農林水産省においてプレスリリースされております。

それから、(2)Codex関係でございますが、野菜類のカドミウムの含有量の分析を524件やりまして、これも農林水産省に報告しております。Codexの部会で活用される見込みでございます。

それから、3番目、品質表示基準遵守点検調査、これはいわゆる表示の検査のことです。(1)が生鮮食品の店舗調査、お店回りで、これが6,074件、それから、(2)は同じく生鮮食品の産地等の確認のため、これは買い上げて検査をするという件数が314件、それから、加工食品につきましては5,100件、これも基本的には買い上げてやっております。

それから、(3)の中段のところに、遺伝子組み換え食品の確認分析366件、いずれも計画値を上回る件数をこなしております、また基準が遵守されなかったものにつきましては文書による改善指導を行い、改善されていることを確認しております。

それから、4番目に移ります。食品等の製造業者に対する技術指導という形で、私ども消費者だけではなくて、企業に対する相談窓口を開いております。これが8,000件を超える8,011件の実績がございます。約2割ほど相談が昨年よりも多い。表示関係が企業も関心が高いということで、中身はそういう形になっております。

それから、5番目が調査研究でございまして、生鮮食品の判別技術、これは表示と中身の照合に関して、国産と海外品、あるいは鮮魚と解凍魚、こういったところの偽和鑑別の判別技術、それから、遺伝子組み換え食品の分析法、こういったことを重点的に行っておりまして、おおむね所期の成果を得ております。

それから、6番目が立入検査でございまして、これは大臣の指示による立入検査36件、昨年度が27件ですので、やはり昨年も非常に多かった。食品数で延べ約830名ほどの職員をここに充ててございます。また、農水省あるいは都道府県の協力要請によりまして、立入検査の動向とか、それから、事前調査、これを189案件、230事業所に対して実施しております。

ここには書いてございませんが、先ほど文書課長のごあいさつにもありましたように、農水省の組織改変に伴いまして表示の調査の業務、これが一部我々センターから、新設される地方農政事務所の方に移管するという形になっておりまして、その技術移転の研修も全都道府県の食糧事務所の職員を対象に77件行っております。また、現地にお店に行くというのも約680店舗に共同調査をやっております。つけ加えさせていただきます。

それから、第3の財務内容の改善でございます。1としまして、運営費交付金の節約に引き続き努めておりまして、その分を大臣の指示による立入検査あるいは協力要請による立入検査の同行とか事前調査、こういったところに充当させていただいております。

それから、2番目ですが、実は公務災害でお亡くなりになった職員がおられまして、その補償費用として災害補償互助会から4,200万円の借入れを行っております。その分につきましては年度内に返済を終えております。

それから、最後の第4でございますが、生糸格付業務、これも行っております。業務量が減少しておりますので、それに伴ってこの人員をほかの部署に7人配置換え、あるいは併任をかけて仕事をさせていただいております、特に表示監視業務の方に活用したということでございます。

それから、常勤の職員数、これも目標で5%削減ということになっておりまして、2年間で10人、2%、それから、昨年度は1%の削減を計画どおりこなしております。

簡単でございますけれども、以上でございます。

松本分科会長 それでは、次に種苗管理センター、お願いします。

種苗管理センター理事長 種苗管理センターでございます。資料は5 - 2 - 1を使います。7ページと大変大部になっておりますので、かいつまんでご説明いたします。

まず、種苗管理センター、5つの仕事を柱に業務を実施しております。1つ目は、近年大変関心を呼んでおります知的財産権にかかわる、新しい品種が出ましたときに、それが本当に新しい品種かどうかということと比較栽培をする栽培試験という業務です。もう一つは、種というのは最も基礎的な資材でございますが、その優良な種子が流通できるようにという種苗検査、これには農水省が強制力を持って行う強制検査と、種苗会社が依頼して行う依頼検査がございます。それにバレイショ等の種苗の生産、これが大変病気に弱いものでございまして、農家がつくる種の元種の元種をつくるという、そういった原原種と呼んでいるものをつくっております。もう一つが、遺伝資源業務でございまして、これはジーンバンク事業の一環でございます。農場をたくさん持っているものですから、そこで毎年植えかえながら、また栽培しながら遺伝資源を保存する業務を行っている。5つ目としてこの4つの業務の関連する調査研究を進めてやってきているということです。

まず、第1の効率化でございますが、各業務に共通いたしまして、全国に、北は北海道、南は沖縄まであります農場で、それらの農場の特色を生かした業務に専門化、集約化しようという計画化を進めております。そういうことによって効率化を図ろうということでもあります。

もう1点が、いわゆるコスト計算等やって効率化を図ろうということでもあります。バレイショ等、大変大きな農場で栽培しながらやっているわけでございますが、そういったものの増殖、段階別、品目別の生産費を調査しようということで現在っております。

ただ、いろいろ、先ほど申し上げました業務を複数やっているものでございますから、特定の業務にどうやって分けていくかというような問題もございます。

もう1点が、業務運営能力の向上ということで、各業務とも専門技術研修等を行っております。

すが、特にバレイショ等の種苗生産では、技術指針というものを13年度につくりました。これは暫定版としてつくりましたが、14年度にはそれらを改訂版として制定いたしましたところであります。

それで、2ページにいていただきたいんですが、8の一般の効率化のところがございます。(1)は今申し上げた集約化の方向の検討をやっているということでございますが、2番目の関西農場の移転というのがございます。大阪に関西農場がございましたが、ことしの4月に岡山県の笠岡湾に移転いたしました。その際、元の用地を売ったり、また新しい農地を買ったりということがあったわけですが、おおむね順調に移転することができました。また、効率化による経費の節減では、競争入札を行う、またレンタルとか一括契約等々を行うということで実施しているところであります。

3ページの第2の業務の質の向上でございます。栽培試験につきましては、対象植物の種類拡大等、品種保存の充実等をやっているところでありますし、検査につきましては、アンケート調査を実施しております。昨年の評価の際、アンケート調査をもう少ししっかりやれというご注意を受けたわけですが、14年度におきましては、アンケート回収率もまあまあの6割まで上がりました。そういったアンケート調査の結果といたしまして、検査項目を拡大する努力をしているわけでありまして、14年度にはキャベツの黒腐れ病を追加したところであります。

次に、4ページのバレイショ等のところがございますが、おおむね計画どおりの生産配布をいたしました。ただ、サトウキビにつきましては、台風が大変多い年であったということもございまして、なかなか思うように生産ができなかったという点がございました。その他は計画どおり実施をしております。

5ページにアンケート調査の結果を載せております。5点満点、これは質問のやり方によっていろいろ点数はつくわけですが、まあまあ4点台のいい点数をいただいているのかなという気がいたしております。

4は調査研究でございますが、重点課題を実施しているのと同時に、いろいろな研究所等々共同研究を実施しております。14年は3課題の共同研究を実施しているということでございます。

6ページに国際会議等への出席を載せております。ISHI、OECD、UPOVと、いろいろございますが、積極的に参加させているということであります。また、諸外国からの研修員の受け入れ等も力を入れているということでありまして、特に(4)の一番上にあります植

物育成者権保護に係る制度、これがいわゆるUPOVの制度でございますが、10カ国から研修員を受け入れ、相当長期間にわたって技術移転を行っているというものであります。

7番目にございますのが、これが遺伝資源の保存でございます。農業生物資源研究所からの委託に基づき実施しているわけでありまして。

7ページに財務内容の改善がございます。人件費等々、また業務費等、決められたノルマを達成しておりますし、各農場要求するものいろいろございますけれども、それを本部でいろいろ精査しながら、過不足なくということを努力しているわけでありまして。

その他のところでございますが、重要な財産の処分は、先ほどご説明いたしました関西農場の移転がございました。おおむねうまくいったと思っております。

4の業務運営に関する事項の職員のところで、我々期間中に7名の減ということになっているわけでございますが、既存業務をより効率化する、そういうことによって新しい業務に人を回すというようなことをしようとしております。これが先ほど議論になりましたスリム化というところの一つの答えになっているのかなというふうに思っております。

全体的に見まして、当初の計画どおり遂行されたものと思っております。

以上です。

松本分科会長 それでは、次に家畜改良センター、お願いいたします。

家畜改良センター理事長 資料5-3-1に基づきまして、ご報告申し上げます。

第1の業務運営の効率化ですけれども、1業務対象の重点化、これにつきましては、囲いの中に示しましたとおり、13年度に引き続き、各業務で重点化を一層進めました。具体的な説明は省略させていただきといたしまして、今後とも事業対象とする家畜や飼料作物の重点化に当たっては、畜産関係者にとどまらず、消費者や流通業者を含む需要者のニーズの動向を踏まえて、的確に対応することが必要と考えております。

2の業務実施の効率化ですけれども、これにつきましては、経費の抑制を図るとともに、事業所ごとの原価把握を行うなど、費用対効果の分析に着手いたしました。囲いの中、黒い四角の2つ目は、13年度業務実績評価に係る対応です。資料4の指摘に対する対応です。すなわち、昨年小項目だったんですけれども、1つに計画未達成のものがございました。これに対しまして、本省及び各牧場内に進行管理担当者を決めて、定期的な点検、分析の実施体制を強化いたしました。

あわせて、妊娠期間の長い牛については、繁殖状況の次年度予測を進行管理に取り込み、言ってみれば1年の前倒し、先んじて業務進行管理を行うというような体制をとりました。

組織体制の整備では、新たな行政需要である固体識別事業、大変な業務がばーんとふってわいたわけですが、スタッフ制を活用して、5名の職員を配置いたしました。今後についても新たな部が設置される予定がありますが、軽量で機動的な組織による効率的な運営に努めることとしております。

2ページ目に移りまして、第2の国民に対して提供するサービスです。1の家畜改良ですが、囲いの中に書きましたとおり、各畜種、牧場ともに、新たな仕事の実施を通じて、着実な成果を出しております。乳用牛をごらんください。「後代検定事業を円滑に推進」とありますが、これまで日本の中で1番、2番を争っていました。しかし酪農乳業の国際化の進展を考えたときに、改良も国際化というのは例外ではあり得ません。そこで、国際能力評価機関、インターブルに参加するための契約を締結いたしました。14年9月、15年3月にテストランニングを行い、ことし8月には初評価の運びです。

また、肉用牛でも、広域後代検定事業を推進しました。こちらは県の中で1番、2番を争うのではなくて、日本全体で日本の宝である黒毛和牛を改良しようというもので、全国ベースでの遺伝的能力評価を初めて実施いたしました。そこから3行目ぐらい下の括弧の中を見てください。後代検定の結果、14年度に選抜された種雄11頭中、センターで生産された6頭が選抜、さらに1位、2位を独占というおまけまでつきまして、職員一同大変元気が出た次第でございます。

一番下の にまいりまして、将来に備えた家畜の遺伝資源の保存も行いました。

3ページ目にさせていただきます。個体識別事業ですが、国内の全牛 450万頭を対象としたデータベースの構築を行ってまいりました。14年6月に情報管理センターを設置、10月からは一般向けに情報の提供を開始することができました。現在では、囲いの中、中段を見てください。牛の出生、異動に関しては、毎日1日当たり3万件の報告、ホームページには、スーパーマーケット、食肉業者、消費者等から1日当たり2万件のアクセスという、一大情報センターに達しております。

また、本来の設立目的でありますBSE感染が確認された牛の異動履歴、同居牛について、センター設置後発生した第4号牛から第8号牛、5頭すべてについて迅速な検索を実施することができました。所要時間は約1日弱となっております。15年度中にも、法律に基づき、農林水産大臣から個体識別事業の一部がセンターに委任されることになっていきます。確実な業務運営のための体制整備が必要と考えております。

次に、飼料作物種苗ですが、飼料作物の優良品種の普及により、自給飼料の増産であ

り、飼料自給率の向上を図るために、高品質な種苗の生産に取り組むとともに、囲いの中の3つ目に移りますが、種苗の検査を実施いたしました。OECD種子制度に基づく各種業務に関連いたしまして、種子検査に関する国際認証機関の査察等も受けております。

そのほか、特許を出願したり、検査通知期間の短縮を実施いたしました。

次に、3の調査研究に移ります。4ページをごらんください。まず、育種関連の技術ですけれども、2つ目の乳用牛、遺伝的横隔膜筋症の原因遺伝子を捉え、これは昨年度S評価をいただいたわけですが、それをさらに進めまして、診断法の特許を出願するまでに至りました。

また、乳房炎の感受性に関するDNAマーカーを特定、2年連続で成果が出ております。

次に、繁殖関連技術ですけれども、牛凍結受精卵の直接移植技術の開発とその普及により、14年度の畜産大賞を受賞することができました。これを機に、今後とも受精卵移植関連技術、クローン技術の向上に努めたいと考えております。

一番下にまいりまして、論文の発表ですが、これは昨年井上委員からご指摘をいただいた点です。このように工夫してみました。まず、調査研究のこの場所で、日本畜産学会報・Animal Genetics等に9件の論文を発表、いずれも査読制度のある学会誌で、審査は終了しております。

そして、その下4の講習指導の囲いの中の一番上、成果等の発表で、学術誌への論文掲載9件、これを上にもっていったわけです。学会・研究会等における口頭発表等、計で63件、成果の軽重を一緒くたにしてのカウントはいささか乱暴過ぎるのではないかとのご指摘に対応したわけでございます。

そのほか、技術の普及指導、次のページへまいりまして、国内研修、海外技術研修等を実施しております。

第3の財務内容の改善ですが、囲いの中をごらんください。原価管理による経費削減に努めました。一般管理費及び業務費の主要項目を事業所ごと細部にわたり比較し、経費節減の指標として活用する取り組みを開始いたしました。これが将来セグメント情報の充実等、業務の効率化につながればと思っております。

また、効率化推進の内部制度を拡充いたしました。SEC、スピーディーのS、エフィシエンシー、効率のE、コストのC、21世紀と名づけたり、あるいは牧場ごとの効率化実績による予算の傾斜配分措置を実施、14年度は5,000万円の枠を利用して、インセンティブとモチベーションを付与いたしました。

収入・支出の状況は、交付金及び補助金等については、当初の計画どおり、消費税の還付を

除く受託収入及び諸収入については34.1%の増、支出については人件費を除く物件費で対前年98.7%、1.3%の節減、損益計算の結果は、消費税還付を含めまして、10億8,800万円の当期剰余金を計上、剰余金の使途につきましては、昨年に続きまして、約6,000万円について目的積立金としてお願いしたいと思っております。

6ページに、先週監事監査を終わりました14年度決算の概要を添付しております。

最後、その他ですが、1は将来につながる施設の整備、2は将来の家畜改良センターを背負う人材の育成に特段の力を入れるということでございます。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、次に肥飼料検査所、お願いいたします。

肥飼料検査所理事長 肥飼料検査所でございます。資料は5-4-1を使用いたします。時間が限られていますので、要点のみを説明させていただければと思います。

まず、平成14年度の全般的な業務遂行状況であります。評価委員会を前にはなはだ僭越ではあるんですけども、自己診断といたしまして、ほぼ計画どおり達成できたのではないかというふうに思っております。そういうことで、幾つかの点について、補足的にご説明したいと思います。

まず、1枚目の第1の1の(1)・が3つ打っておりますけれども、その3番目のところに、平成14年度の職員1人当たりの登録等の調査件数は257件であり、過去5カ年の調査件数に対し83.0%増加した。一方、調査に要する労働時間も増加している。ここの表現の意味合いでございます。肥料の登録というのは、申請に基づいて行われております。したがって、意味合いとしましては、業者がいろいろと必要があって登録したい、そういう申請件数が約1.8倍に増加した。これに適切に対応いたしました、処理しましたという意味になるわけでございます。

一方では、業務運営の効率化のところ記載しておりますけれども、効率化ももちろん寄与しているわけでございますけれども、労力も1.8倍をこなすためには相当かかった、余分にかかったということがございます。業務量が安定するのが望ましいわけですが、申請というのは相手がある行為、業務でございまして、なかなかそのようなわけにはいかないという事情がございます。目標自身は申請件数の増加毎年5%を想定しておりまして、それをこなすということになっているんですけども、受け取り方によっては、この表現、目標の設定が甘いのではないか、そういったような議論を誘発させかねない。そういうこともありまして、あえてここで説明させていただいた次第でございます。

それから、急に飛んで恐縮でございますけれども、8ページ、資料5 - 4 - 1の最後から2枚目でございます。先ほど評価基準のところでもプロジェクトチームのチーム長からご説明ありましたように、中期目標、中期計画に定められていない緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務、これは作年は大項目でございましたけれども、ことしは中項目として評価するということになってございます。13年度のBSE関連業務、これも計画になかった業務でございますけれども、14年度につきましても、飼料関係の業務を中心に、かなり多いという状況でございます。一番下に堆肥及び敷草等に含有する、DDT、BHC等の分析法の開発、実態調査、これは肥料業務であります、ほとんどが飼料の追加要請業務でございます。

昨年、評価委員会から、こういう追加的な業務量につきましては、積極的に評価してあげるんだけれども、極力その業務量について定量的な把握をなさйтеというご指摘をいただいているわけでございます。この業務量について、労働時間ですべて把握するというのは困難でございますけれども、分析、項目点数、それから、各種の出張回数、極力定量的な把握を行うように努めているところでございます。

それから、最近、14年度の傾向といった方がいいのかもしれませんが、輸入の肉骨粉等が使えないというような事情もございまして、肥料業務を中心に行政相談の件数が増加しております。昨年は7,000件でございましたけれども、ことしは9,000件ということでございます。この部分につきましては、業務量の増加としては試算しておりませんが、結構な業務になっているという事情がございます。

それから、次に会計処理について、二、三触れておきたいと思っております。先ほどの家畜改良センターの方はもう既に監事の監査が終わっているようでございます。ただ、私どもこの部分、監事の監査はまだ終わっておりません。そういうことで、はなはだ恐縮でございますけれども、まだ数値が変わり得る可能性がある、そういうことにつきまして、まずご了解いただければと思います。

その上で、ひとつご説明したいことがございます。固定資産の取得、評価のことでございます。固定資産の取得、評価に際しましては、ことしの3月3日付で新会計基準が出ております。これを一部先行させる形で適用しているということでございます。具体的には、旧会計基準では撤去費用、物をつくるときに要らなくなったものを取り壊す、そういう撤去費用等の取り扱いが不明確でございました。新会計基準ではその辺交通整理をしていただいて明確になっております。それで、14年度の会計処理におきましては、監査法人とも相談の上、撤去費用相当分

につきましては、施設整備補助金の一部を収益化いたしまして、固定資産増加額としては本来の正味の取得相当額、それだけを計上しております。昨年この問題で赤字を計上せざるを得なかったといいますが、見方によりましては資産が一部水増し計上になっている、そういう経緯がありましたので、これもあえて説明として補足させていただきました。

それから、最後に、申しわけありませんけれども、財務内容の改善のところの3のところ、剰余金の使途でございます。ここに誤りがございます。「当期総利益として 800万円が生じ」と書いてございますけれども、これは「 600万円」でございます。したがって、前期繰越欠損金 700万円に補てんした結果、次期繰越金として「 100万円」と書いてありますけれども、ここは「次期繰越欠損金 100万円を計上した」、そのようにご訂正いただければと思います。

肥飼料検査所の説明は以上であります。よろしく申し上げます。

松本分科会長 それでは、次に農薬検査所、お願いいたします。

農薬検査所理事長 資料番号は右肩上の5 - 5 - 1で説明させていただきます。

独立行政法人農薬検査所14年度の業務の実績概要ですが、まず第1として、業務運営の効率化につきましては、一番目の農薬の検査、これは1申請当たりの検査期間を短縮するというか、そういうようなことが目標になっておりました。農薬の検査対象農薬というのは、いわゆる基準設定農薬と、それから、基準設定を要しない農薬とがございますが、基準設定農薬については目標を達成いたしました、基準設定の必要がないといわれる農薬につきましては、検査指示 2,122件のうち 1,400件は終了いたしました、それ以外のものについては検査期間内ということが、検査目標はこれは検査期間 5.6カ月なんです、ここにも書いておりますように、6カ月たってしまった。なぜこういうことになったかということは、ご案内と思いますが、昨年後半、いわゆる無登録農薬の問題が急遽世の中で問題視されたというようなことで、その一連の動きの中で、農薬取締法の改正ということもあったわけですが、その緊急に登録をしなければいけないという農薬が出た。いわゆるマイナー農薬といっているようなものもそのうちのひとつでございますが、その検査を優先するために残念ながら通常のもので達成できなかったというのが、この理由でございます。いずれにしても、達成できなかったということは、それはそれで我々の失点であるんですが、事情としてはそういうことであるということをおくみ取りいただければと思います。

それから、再登録検査は目標を達成しております。以下、農薬のG L P適合検査につきましては、これは申請件数が14件で、査察実施については、幾つかのあれがありますが、17件ということでやって、これは期間としても目標を達成しております。

それから、3番目の業務運営の効率化による経費抑制ということでございますが、これは目標とされている対前年比の経費の1%削減抑制、これは達成してございます。

それから、次のページに移りますが、第2が、これは国民に対するサービスの業務の質の向上ということでございますが、この農薬の検査の部分についても、先ほどのような事情から、基準設定農薬については目標を達成しておりますが、基準設定を要しない農薬、これは目標としては11カ月以内に検査が終了すれば一応目標達成ということだったんですが、これにつきましては、14農薬がそれをオーバーしたというようなことでございます。事情は先ほど申し上げましたとおりでございます。

もう一つ、天敵の農薬の検査につきましては、目標を達成してございます。

以下、質の向上のための措置、これはごらんいただきたいと思えます。

それから、2番目ですが、1の業務に対する、これは農薬検査所法の業務範囲の中で3つございますが、そのうちの1番目、いわゆる付帯業務に関することですが、G L Pの適合確認の迅速化、これも以下迅速化のための措置等100%の目標を達成しております。

それから、調査研究につきましては、中期計画では、というのは、カルボルチンという、O E C Dの方法が果たして日本で使えるかということのバリデーションテスト的な性格を有しているんですが、これの土壤中の移行性の評価試験の検討をして、一部モデル的な実験で、マテリアルのバランスとか、そういう移動を確認してございます。これはそのようなことで今のところ順調に進んでおります。

それから、農薬中のダイオキシン類の分析技術の研究につきましては、非常に高性能の海外の質量分析装置を我々が導入したんですが、同時多発テロの影響でですか、非常に向こうを出るときのチェックが厳しゅうございまして、予定外に時間がかかりました。そういうことで、一部これは試験的なあれに入っていこうということがございましたが、これは分析条件、これも試験の一部といえはいえなくもないんですけども、分析条件を検討して、いろいろな検証を重ねて、高感度の結果が得られているという状況でございます。これは即テストランの段階から実機としてのランニングに今年度早々に入りたいと考えているところでございます。

それから、情報の収集等、ここで一つ間違いをしておまして、この文中「計85種類の文献を」というところが、これは別途本文に当たるA4横長の方では95となっておりますが、これは85というふうになって、これを95に訂正をお願いしたいと思います。申しわけありませんでした。

それから、研修・指導についても、都道府県、それから、関係の農薬団体、防疫所から派遣

依頼が36件ございました。これもすべて対応しているところであります。

それから、2ページ最後の一番下、国際調和への対応でございますが、これはOECDの農薬の作業部会、それから、同じくOECDのGLPの作業部会、そしてコーデックスの残留農薬部会等、幾つかの会議に我々も出席要請を受け、職員を派遣したところでございます。合計5件ということでございますが、中国野菜のあれについても、昨年3月、連続して我々の職員も現地中国の方に出向いて、一緒になって仕事をしているということでございます。

もう一つの海外技術支援につきましては、これは技術協力をやっておりましたが、実はそれは昭和13年度に終了しましたが、その海外からそういう研修生というものの受け入れの要請を受けまして、5名を受け入れてございます。アンケート調査も進めているところでございます。

それから、情報の保全・管理、これにつきましては環境省との共同作業で、膨大な量のあれをディスク化していこう、それによって4,000ページにもわたるものがCD-ROMで2枚ぐらいにおさまるといことですが、こういうようなものを840件整理しているところでございます。

国の施策に対する技術協力、これは、農取法に対する技術支援、それから、冒頭の私どもの、武蔵野市に当たりますが、そこでの残留農薬のエンドリン、ドリノ剤が出てきたという、これも記憶に新しいかと思えます。そういうようなことも我々総がかりで分析に努めてまいったところでございます。

それから、3番目の農薬取締法の規定に基づく農薬の収集及び立入検査でございますが、引きも切らずの都道府県あちこちへ職員を出張させたということです。国の要請に基づいて対応したところでございます。

販売業者への立入検査も進めました。

以下、製造工場、そして収集農薬等の検査、これは48収集農薬、これは都道府県が集めたものを国がそれを受け取り、その分析を農薬検査所が実施したということでございます。無登録農薬の一連の動きの中で、我々はここで大いに力を出したということでございます。

それから、立入検査及び収集農薬の検査を行うためのマニュアルというものを進めてきたところでございます。

あと、次のページにまいります、ここでは、特に従来どおりのことをやってきたというか、財務内容の改善に努めているということで、短期借入金はございませんでした。

それから、施設整備に関してですが、ライシメータの新設工事というのを、これは先ほどち

らっと申し上げましたO E C Dの国際標準的な方法が日本で使えるかどうかのバリテーションテスト、これの中で、どうしてもライシメータを必要とする場面がございまして、これの新設工事を行ったところでございます。

それから、農薬検査高度情報管理施設、これは13年度補正予算でいただいた建物ですが、農薬検査所、全部で8カ所ぐらいの、8県のところに分散して仕事をしているという、P Tの先生から見ておよそ非効率であるというおしかりをちょうだいしているんですが、今回この施設ができることによって、職員を全部一つの建物に収容することができ、管理とか目が行き届く、それから、意思統一された業務行動がとれるということを期待しているところでございます。

以上のとおりでございます。

松本分科会長 それでは、最後になりましたけれども、農業者大学校について、お願いいたします。

農業者大学校理事長 それでは、独立行政法人農業者大学校の14年度業務実績概要のご報告をさせていただきます。資料は5 - 6 - 1を見ていただきたいと思います。

まず第1の、業務運営の効率化でございますが、一番目、教育・研修時間の増加及び時間当たりのコストの低減についてでございますが、農業者大学校は長期農業者の教育と、それから、果樹を中心にした果樹農業の研修をやっております。長期農業者教育というのは、東京にあります多摩の本校でやっております。

まず、ここでは就農意欲の醸成と教育内容の充実を図るため、講義・演習時間を増加させ、教育時間当たりのコストの低減に努めているところでございます。14年度の総教育時間数は3,454時間実施いたしまして、基準時の12年度に比べ57時間増加をしております。13年度対比では33時間増でございます。この基準時の12年度に比べて57時間の増加につきましては、現場の卒業生、先進農業者による経営実態等の特別講義を45時間増加し、それから、3学年に対しては、就農促進を図るために就農促進ゼミ、演習等を12時間増加して実施をしてきたところであります。

果樹農業研修につきましては、先進果樹農家による講義、販売実習、園地造成の実習等により、落葉果樹農業研修所と常緑果樹農業研修所の二つの研修所の研修時間を合わせまして研修時間当たりのコストの低減に努めてきたところでございます。14年度の長期研修の総時間数は2,491時間になっております。これは12年度に比べ、89時間増加しております。内訳は、落葉で42時間、常緑の研修所で47時間の増を図ってきたところでございます。

コストの低減につきましては、まだ私の方の会計決算等精査をしている段階でございますの

で、その精査が終わりましてから詳細なコスト計算をしたものについて提出させていただきたいと思いますので、お詫び申し上げます。

第2に、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上でございますが、長期農業者教育の学生募集活動でございますが、新たにPR資料の作成、このPR資料の作成といえますのは、スプリッツブック、それから、本校の卒業生が全国にたくさんいますけれども、その卒業生の活動事例集を、全国版と地方版の2版づくり、卒業生を中心とした学生募集推進員に協力をお願いして、活動事例集を活用して学生募集を図ったところでございます。学生募集推進協力員につきましては、ただいま21の県に設置しており、構成は第1期に卒業された方から29期にご卒業された方々を推進員に登録しています。平成14年度の学生の確保数は33名であり、実務経験者3名、それから、入学予定者30名となっております。

2番目の就農意欲の醸成につきましては、卒業生、先進農業者、現場の農業者等を講師に依頼し、経営理念、経営実践状況の講義12回実施しました。13年度は8回実施しました。

それから、卒業後、自信と意欲を持って就農するため、先進事例の調査研究を行う就農促進ゼミを4回実施しました。その結果、就農状況につきまして、14年度の卒業生は38名いたわけでございますが、就農は農業法人への就職を含めまして33名、それから、いずれ就農するものが2名でありまして、35名が就農することになっております。13年度の数字は括弧のとおりでございます。

2ページにいきまして、教育内容の改善でございますけれども、これは平成13年度から14年度、2カ年にわたり、本校にカリキュラム検討委員会を設け、そして検討を5回にわたってしていただきました。その報告をもとに、15年3月に教育課程の改正をいたしました。改訂の内容で充実したものは、食の安全、マーケティング、情報技術の農業経営等の活用等の強化を図り、15年度に入学した1年生から実施適用することにしております。

果樹農業に関する研修等でございますが、研修生の募集活動につきましては、果樹産地の農業関係高校、地域農業改良普及センターへの訪問等による現場段階のきめの細かい募集活動を実施してきました。平成15年度は長期研修所の入所者が、落葉11名、常緑6名となっております。

就農意欲の醸成につきましては、研修修了生、現場の指導者等から経営の計画管理等修了後すぐ必要となる事項等について講義を、それから、経営の現場での指導を受けたところであります。就農につきましては、修了生21名中18名が就農となっております。13年度は修了生19名中17名が就農です。

研修内容の改善につきましては、落葉・常緑果樹農業研修所において、学識経験者に委員を委嘱し検討委員会を設置して、研修内容の改善について検討してきました。

広い農場と機械力を生かした園地の造成とか、園地整備等の実習を行って、実践能力の向上に努めてきたところであります。

短期研修につきましては、先進技術や販売対策等、ニーズに対応した研修を、それぞれ常緑、落葉各2回実施しました。

国民に開かれたた研修施設としまして、保育園児、小中学生、高校生等の体験学習を行っております。延べ受け入れは、落葉では160名、常緑では234名の方々を受け入れました。このほか、公開講座、果樹農家等の視察の受け入れを行ってきました。

教育の質の向上に関する附帯業務といたしましては、卒業生の経営実態調査、情報提供を行っております。本校では平成13年度に実施した卒業生農業経営者の概況等のアンケート調査について、14年度は集計分析を行っております。

14年度は卒業生の経営タイプの異なる5事例につきまして、経営発展の過程と経営状況等についての実態調査を行っております。これらについては今後の在校生の教育、卒業生の生涯教育に生かしていくことにしております。

北海道・東北地域、九州地域において、卒業生を対象とした研究集会を実施しました。テーマは、北海道・東北は「食と農とフードシステム」、講師は千葉大学の齋藤先生にお願いしました。九州は「さまざまな選択の中で - 卒業生は今」と題し、パネリストは、本校の講師を務めていただいております宇根先生にお願いして実施をしました。これらの概要については、既に独立行政法人農業者大学校のホームページに掲載しています。

関係機関への情報提供等については、情報誌「大地の教育」第2号を発刊しております。この第2号の発刊に際しては、創刊号を発刊しましたので、そこでいろいろなご意見をいただき、その意見を参考に内容を充実して3月に発行いたしました。これは非常に人気がよく好評を得ており、最初1,100部印刷したんですけれども、今回は1,200部印刷いたしました。配布先は、全国の普及センター、県庁の農業関係部局、農林水産省、農業高校等であります。

有機農業を実践する卒業生の農場において、現地公開講座を10月に開催しました。開催場所は、本校の第1期卒業生、埼玉県の小川町にあります金子農場です。2月には、多摩市との共催で、食や農業、農村の役割について考える3回にわたる公開講座を実施しました。初回の講師は、本校の講師を務めていただいております服部信司先生にお願いしました。2回、3回は本校の卒業生と、それから、卒業生がやっておられる牧場の現場において実施しました。

財務内容の改善につきまして、これは予算及び資金を一元的に管理し、業務の進捗状況において円滑な業務運営ができるよう、資金を配分するとともに、ことしは学生募集活動に資金の配分をふやして、効率的な業務運営に努めてきました。短期借入金を借りるような事態は生じなかったことをつけ加えさせていただきます。

その他といたしまして、施設及び整備に関する計画では、本校においては、学生の生活環境を整えるために、学生寮の空調と女子寮の改修工事を実施してきました。常緑果樹農業研修所においては、農機具の格納庫の改修を行ってきました。

職員の人事に関する計画は、業務の効率的な実施を図るため、庶務部門においては業務分担の見直し、業務部門においては重点項目ごとの推進グループを設置し、中期計画の達成を図ってきたところでございます。職員の資質向上を図るために、国の機関との人事交流、国、人事院等で行われる研修には積極的に職員を参加させてきたところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 以上、農業分科会に属する6法人すべてから、平成14年度の業務実績概要の報告を受けたわけでございます。

それでは、ただいまから質疑応答の時間に入りたいと思います。各法人の平成14年度業務実績報告につきまして、それぞれどこからでも結構でございます。

徳江委員 3つのセンターに関しまして質問させていただきます。

第1番目が農林水産消費技術センター、今のご報告の3ページ、財務内容の改善のところなんですけれども、私の理解不足かもしれませんが、運営費交付金の節約に努めて、こうこうこれだけの経費が出たというふうになっておりますね。だから、もしこの節約に努めなければこの立入検査はやらなかったのかどうかということ、1点です。

それから2点目、家畜改良センターですけれども、5ページのところの財務内容の改善ですけれども、剰余金の使途のところ約6,000万円剰余金が出ました。これは経営努力によって生じたものということなんです、たしかこれは昨年も出たと思います。どれくらいかは忘れましたが、一応センターが作成して、監事の監査を受けた後、財務省との折衝で変更があったんじゃないかと思えますけれども、そういうことがあり得る可能性があると思えますので、経営努力によって生じたかどうかの、この辺の論拠というか、根拠を明確にしておいていただかないと、また財務省との折衝で変更させられるということがあるんじゃないかという、この辺をお尋ねします。

3点目、肥飼料検査所でございますが、これも私の理解の不足か、あるいは聞き漏らしたか

もしもありませんけれども、1ページの14年度の職員1人当たりの登録等の調査件数、調査件数については、83.0%とか、毎年5%というような計画をされているようですけれども、業務量が増加し、調査に要する労働時間も増加している。これは全体の総労働時間がふえたということなのか、あるいは1件当たりの所要の労働時間がふえたのか、この辺がわかりにくかったものですから、ご説明いただきたい。

以上、3点です。

消費技術センター理事長 ご説明が十分じゃなくて申しわけありませんが、立入検査というのは、どういう時間、内容がついているか、非常に私ども重要と考えておりますので、経費節約があったからというわけではなくて、そちらの方を優先して、それでかつ例えばこれは立入検査は旅費等が非常にかかるんです。それと、年度の当初から計画が立ちにくいという部分でございまして、別の経路で、ほかの調査と抱き合わせて行ったり、そういう形で工夫して効率化を図って対応した、そういうふうにお受け取りになっていただきたいと思います。

家畜改良センター理事長 昨年9月の分科会でしたけれども、小一時間、この目的積立金のために要していただきましてありがとうございました。徳江委員からお話がありましたとおり、9月の時点では3,500万円ほどでお願いしておりました。最終的に財務省からは3,100万円ということでございました。どんな部分が減ったかということ、実は立木を伐採した売却費なんかだめだ、自分の努力ではないというようなことでしたが、その経過を通じまして、財務とは4点、基準といたらよろしいんでしょうか、できました。1つは、法人の経営努力によるもの、これは法律どおりでございまして。2つ目が、国からの運営費交付金から利益が出ていないこと、そして、3つ目が、自己収入は予算額以上であること、そして、4つ目が現金ベースでお金が残っていること、この4点を基準といたしまして昨年財務省とお話がつきましたので、今回の6,000万円弱で算出しておりますが、昨年の3,100万円ベースと同じ計算をしたということでございます。

以上でございます。

肥飼料検査所理事長 前提として、業務量が結果としてふえたということになりますけれども、先ほど申し上げましたように、計画で想定しているのは、毎年5%程度の効率化です。ですから、効率化が寄与した部分もあるわけですが、それ以外の部分は残業などで対応したということをご理解いただければと思います。

松本分科会長 それでは、そのほかどうぞ。

菊池専門委員 直接独立行政法人のどこがではないんですが、肥飼料検査所とか、農薬検査

所については特にお願いしたいなと思うんですが、こういった実績を上げているわけですが、特に残留農薬、あるいは使用農薬の部分の中で、私は農民ですから、近くにたくさんの作物をつくっている方がいるんですが、私の組合の役員会なんかでも、農薬の規制が非常に強くなっている。それはそれで消費者に対して当然のことである、そういう認識はしているんですが、では、今まで使ってきた農薬の代替に何を使ったら安全なのか、そういう伝達の方法とか、結局は農家への伝え方です。その辺のところを、地方自治体、あるいは農業組織、もちろんインターネットでもいいんですが、もう少しわかりやすく、早急にやらないと、後で残留農薬の問題がまた出たりするのではないかと。特に最近も栃木にもあったようですが、関東か何県かの県で、使用許可が出ていない農薬が使われたという部分が新聞に出ていましたけれども、自分らの感覚ではそういうものが流通していること自体が非常に疑問なんです。これだけ検査して、非常に神経質になっている状況にあって、それが農家段階で利用できてしまう流通システムがどこかの中であるということに、自分たちでは非常に理解しがたいんです。現実にあるとすれば、そういったものについては使ったら絶対だめですよという部分が、製品名でないとなかなか農家レベルではとらえることが難しいのかなと思います。そういった部分を、何かこれだけ検査して、これだけチェックしようとしているのであれば、農家レベル、農家あるいは団体等への伝達の方法については、ぜひそういう部分の研究も非常に大切ではないかと、そんな感じがしますので、お願いをしておきたいと思います。

以上です。

生産局生産資材課長 今回の話は行政の話かと思しますので、検査業務とは直接かわりませんので、私の方からご説明いたします。

今の点は、要するに、使用できない、そもそも登録されていない農薬というのは今回相当な取り締まりをして、世の中には多分もう出回っていないんだろうというふうに思っておりますが、農薬はそもそも使っている作物というのが決められておまして、おっしゃっているお話は、使っている作物以外のものにも使っているという実態がある、そういう栃木県の例ということだろうと思います。実際今までもそういうものにつきましては指導で、なるだけ農薬の適用作物だけ使うようにということをやっていたんですが、今回法律改正になりまして、そういう作物にしか使用できないという、罰則付きの規定になったということです。ただ、これはいわゆるマイナー作物といいますが、そういう地域特産の作物で適用拡大がなかなか進んでいないという実態もあるものですから、それは大変困るということなので、経過措置ということで、各都道府県知事がそれぞれの責任に基づきまして、農林水産大臣に暫定期間中に使用の許

可をもらうという、経過措置を設けたわけです。当然安全性の確保というものを前提とした措置を講じるということ、そういうことを前提としております。

そういうことで、いずれにしましても、作物ごとに、あるいは農薬ごとに、どういうものに見えるのか、あるいはこの作物はどんな農薬が見えるのかという、そういうものにつきまして、我々としても相当努力をいたしまして、ホームページも開設いたしまして、農林水産省のホームページからアクセスできるようにしております。そういう努力をしておりますし、それもまだ不十分という声も聞きますものですから、さらに充実していきたいと考えております。

それから、農薬取締法改正全般につきましては、約 400万部のタブロイド版を、ほぼすべての農家にお渡しできるような形でお示ししております。ただ、これではまだ不十分ということもあるかと思しますので、この努力というのは引き続きやっていきたいと思っております。後でもご説明いたしますけれども、農薬検自身も情報をいろいろと提供しなければならないというようなことだろうと思しますので、新しい中期目標にその部分も追加して、そういうふうな業務を新たにやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

松本分科会長 そのほかご意見をちょうだいしたいと思います。

小林委員 家畜改良センターに一つだけお尋ねしたいのですが、3ページの個体識別事業の推進というところで、1日に2万件のアクセスがあるということで、皆さんの関心の高さと、それから、BSE感染牛に関しても、検索が非常に迅速にしているということで、4号目以降については、1日だということですから、従来の数十分の一ですべての情報がそろっているということで、コンピューターの威力というのはよくわかるのですが、コンピューターでやっても1日かかるというのは、多少わかりにくいということがあります。つまりもっと瞬時にできないものなのか。その辺はいろいろ現場でご苦労があると思うのですが、こういうふうに書かれていますと、何か問題があるのか、例えば、データの信憑性ですとか、あるいは今後もさらにそれが迅速化されるという可能性がどの辺にあるのかという点で、一応確認ということで、少し細かい点で恐縮なのですが。

家畜改良センター理事長 本当に本質をご指摘でございます。私どもの先ほどの5-3-1のくだりですけれども、一応15年度以降のところ、確実な業務運営のための体制整備が必要と考えている、ここにすべてを凝縮したわけでございます。今、小林委員からご指摘ありました、膨大なデータをやっている。これはスピーディーにやっているけれども、本当に求められるデータ、求められる精度がどうなっているかということだと思えます。

まず、最初に精度の方からまいりますと、今まではやはり任意といいますか、BSE対策特別法によって個体識別をやるんだとありましたが、罰則規定等はございませんでした。したがって、本当のぎりぎりのところで、では、本当に間違いのない情報が上がっているか。こういったところは、実は漏れはあったのではないか。それが今衆議院を通過し、参議院でご論議いただいております牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法、いわゆるトレーサビリティ法ですが、これによって罰則規定が設けられますので、これによって精度はかなり上がるのではないかと考えております。

それから、2つ目の情報の伝達ですけれども、これは今本当に最低限の情報提供ということでございます。したがって、ここは今後もっともっとユーザーの方が求める情報、もっともっとユーザーの方が求めるスピーディーな情報、ここには努めなければならないと思っています。このことは、実は隣におります畜産技術課長からもかなりきつめにご指導をいただいております。きつめのご指導だけではなくて、必要な予算的なことも考えようではないかということで、これから取り組んでまいりたいと考えているおります。いずれにしましても、ユーザーに喜ばれる情報を提供しなければなりませんので、今後ともご指導をいただきたいと思っております。

ありがとうございました。

松本分科会長 そのほかご意見ございませんでしょうか。

私も委員の一人でございますので、1つ質問させていただきますが、この質問はもっと早い段階に申し上げるべきではなかったかと思いますが、家畜改良センターさんの3ページのところに、飼料作物の種苗という格好で書かれております。この字面から追いますと、これは種苗の管理センターのお仕事ではないかなと思いますが、人間の食べる種と、家畜の食べる飼料とは違うんだという、何かそういうご説明か何か、聞かせていただきたいと思っております。

家畜改良センター理事長 会長のご指摘のとおりでして、人間さまの食べるものと、家畜の飼料とで分けております。法律で家畜改良センター個別法で飼料作物に関する種苗は家畜改良センターの業務の対象となっております。

種苗管理センター理事長 ちょっとつけ加えます。食べるもの以外に、いわゆる花ですとか、そういうものすべて種苗管理センターでございます。植物全体から飼料作物だけを除いているというふうに御理解下さい。

松本分科会長 飼料作物だけを除いている、そういうことですね。

そのほかございませんでしょうか。

それでは、ご意見が一応出尽くしたと判断いたしまして、今後14年度業務実績評価につきま

して、各プロジェクトチームごとに作業を進めるよう、お願いしたいと思います。

それでは、3つ目の議題に入ります。次の議題は、既存の独立行政法人の中期目標の変更という議題でございます。事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

生産局総務課長 資料6でございますけれども、1枚紙、総括表を頭につけております、独立行政法人の中期目標等の変更についてということでございます。今回ご説明いたしますのは、農林水産省消費技術センター、種苗管理センター、肥飼料検査所、農薬検査所でございます。詳しくはそれぞれ後ほどご説明申し上げますけれども、先ほど来お話が出ておりますけれども、現在食の安全・安心ということで、国会に法律を出しております。法律改正に伴う新規業務の追加、それともう一つ、これも法律といえるわけでございますけれども、新しく組織を見直しいたしまして、7月1日を計画しておりますけれども、消費安全関係の新しい組織を設けるということにしておりますが、それにあわせて、私どもの農林水産行政全体の食の安全・安心に関する大綱的な業務を今後どうやっていくかという取りまとめをして、これも6月いっぱい、7月までに取りまとめるということしております。その2つの事柄に関連する変更ということでございます。

ただ、ここで申しわけございませんけれども、先ほど来話にございますように、法律につきましては参議院におきましてまだ審議中でございます。したがって、そういう意味では完全に正式に固まっているというわけではございませんけれども、現在の案に従ってご説明をさせていただきます、それを踏まえまして、中期目標等の変更案を示させていただいているわけでございます。

また、はなはだ勝手でございますけれども、近々法律も通ると私ども考えておりますので、正式に法律が通り、それに沿いまして所要の事務的な調整を行った上で、固まりましたら、正式な諮問答申という形で後日書面の形で委員の皆様方のご意見を伺うという手法をとらせていただきたいと思いますと考えております。次回皆様にお集まりいただくのは8月に入ると考えておりますので、新しい組織が今のところ7月に動き出すということもございますので、できれば書面という形でご意見を正式にはうかがわせていただきたいと思いますと考えております。

本日は現在の政府案、私どもの案の段階でございますけれども、これに沿った計画の変更等につきましてご説明させていただきたいと存じます。

松本分科会長 それでは、中期目標、中期計画、業務方法書の変更につきまして、各担当の方より一括して説明をお願いいたしまして、4法人すべて終了した後に、全体として質疑応答を行う、こういう手順で進めたいと思います。

なお、時間が限られていることは前から申し上げているわけですが、ご説明は極力簡単をお願いいたしまして、1法人当たり5分程度でお願いできないか、こういうふうに思っております。

それでは、まず農林水産消費技術センターからお願いいたします。

総合食料局品質課長 資料6-1によりまして、消費技術センターの中期目標及び中期計画の変更のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

1の(1)(2)にございますように、中期目標の変更の理由としては2つございます。第1点はリスクコミュニケーションの関係でございます。今、生産局の総務課長からもお話がありました。食品安全基本法、先月成立いたしておりますし、今、農林水産省設置法改正等が最終的に国会でご論議いただいているところでございます。これに加えて、食の安全・安心のための政策大綱というものを取りまとめ中でございます。こういった一連の枠組みにおきまして、今後リスク分析という新しい考え方で行政をやっていくということになるわけですが、この中で特に関係者間での情報や意見の交換、透明性の確保、情報の共有といったようなことで、リスクコミュニケーションをかなり強化していくということを考えているわけでございます。

この場合に、消費技術センターは、先ほどの業務実績のご報告にもございましたように、消費者からの相談、企業からの相談、あるいはいろいろなセミナー、講習会等を従来からやっておりますので、この消費技術センターがリスクコミュニケーションの重要な拠点になるということが期待されるというふうに考えております。したがって、1の(1)に書いてございますように、センターにおきまして、安全・安心に関係する専門的な情報や、消費者からの質問等を収集整理いたしまして、そこに消費者なり事業者の方がアクセスすれば、いつでもそういった情報が入手できるという、情報の拠点の機能を発揮していただきたいというふうに思っております。

また、安全・安心に関する情報窓口、あるいは消費者の意見表明の機会の確保といったような観点で、リスクコミュニケーションの拠点という機能を今後発揮していただきたいというのが、1点目の中期目標の変更の理由でございます。

2点目は、表示の関係、表示の監視強化あるいは分析の機能の強化という点でございます。食品の表示に関しましては、昨年来いろいろな不正な事案が発生いたしまして、私ども行政といたしましてもさまざまな対策を打ってきたつもりでございます。こういった状況の中で、恐らく、7月から農水省の組織自体も大きく変わる中で、新しく設けられます農水省としての地

方農政事務所で、表示の監視業務をかなり強化していくということを考えているわけですが、一方で、消費技術センターにつきましては、従来から食品の分析、解析等を非常に得意な分野にしておりますので、最近ではDNA解析技術などを用いますと、例えばお米の品種等々の特定ができるということでございます。こういった技術を活用しまして、食品の表示が本当に正しいものなのかどうかということを検証していくということについて、センターの役割をさらに強化していただきたいというふうに考えておるわけでございます。

また、従来から、表示の関係で申し上げますと、厚生労働省が食品衛生法を所管されております。私どもはJAS法によっていろいろな表示のルールを設けておりますが、いろいろなことを問い合わせる際に、食衛法は厚労省に行ってくれ、JAS法は農水省に行ってくれということでは不便で、縦割りでかなわないというようなご指摘をいただいておりますので、昨年12月から、いわゆる共同窓口ということで、厚労省ともご相談しまして、消費技術センターに食品衛生法の関係がわかる方にもおいでいただきまして、1カ所で、ワンストップであらゆる表示のご質問にお答えできるということを去年の12月からやっております。これは大変好評をいただいております、かなりの問い合わせ件数をいただいておりますので、こういったことも中期目標に位置づけまして、一連の表示の対策の一環として、センターの機能の強化を発揮していただきたいということでございます。

2に書いてございます中期目標の変更内容は、今、申し上げた1点目リスクコミュニケーションの関係、2点目が表示の監視強化に関する事項でございます。

3にございます中期計画の変更につきましても、今、申し上げた中期目標の関係の変更と、あわせまして、人員増を予定しておりますので、この関係の予算なり人員に関する指標の変更もお願いできればということで考えております。

簡潔ですが、以上でございます。

松本分科会長 それでは、続いて種苗管理センター、お願いします。

生産局種苗課長 資料6-2をごらんいただきたいと思います。

独立行政法人種苗管理センターの中期目標等の一部変更についてということでございまして、昨年12月に公布されました知的財産基本法、あるいは同じく12月に決定されましたバイオテクノロジー戦略大綱に基づきまして、知的財産として植物の新品種の保護をしていこうということを今進めているわけでございます。これに関連いたしまして、私どもの所管しております種苗法の一部改正も今国会審議中でございますが、それから、海外に最近種を持ち出されて日本にその製品、収穫物が輸入されるという問題がありまして、これについては、財務省の税関で

チェックをいたします知的財産権の侵害物品ということで、関税込率法の改正、これは既に今年度4月1日から施行されております。

こういった保護の動きにあわせまして、特にそういった権利をお持ちの方から、権利侵害に対抗する手段として、公正中立第三者機関で、そういった品種の類似性についての試験をしてほしいという要望が寄せられていたわけでございます。それを受けまして、政府としての取り組みを強めるという、先ほどの知的財産基本法の規定等も受けまして、独立行政法人種苗管理センターにおきまして、DNA鑑定あるいは比較栽培試験といった業務を行いたいということでございます。

これはあくまで種苗管理センターの柱となる業務として追加をするということではございませんで、付帯する業務としてつけ加えたいというふうに考えておりまして、2の中期目標の変更内容のところがございます品種類似性試験に関する事項の追加は、付帯業務に追加をしたいということでございます。

なお、あわせましてセンターの中期計画の中におきましても、中期目標の変更に対応いたしまして、付帯業務に品種類似性試験の業務を追加したい。それから、それを担当します人員については、既に予算措置がされておりますので、それに対応した人件費等を今回改定をしたいということでございます。

あわせまして、業務方法書にはより詳しくその品種類似性試験の内容等について触れたいということでございます。

それから、もう一つでなお書きで書いておりますが、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、これも国会で審議中でございますが、種苗につきましても、種苗が流通する際に遺伝子組換え植物で安全性の確認されていないものが流通しないようなことも、この法律に従いまして種苗管理センターで検査をする。これは法定の準備になるわけでございます。これも国会で審議されて、決まり次第中期目標等に追加したいということでございます。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、続きまして、肥飼料検査所、お願いします。

生産局生産資材課長 資料6-3でご説明をさせていただきます。

肥飼料検査所では、飼料取締法につきましても、また飼料安全法につきましても、それぞれ改正を現在国会で審議をしていただいております。

まず、1の(1)は、肥料に関係する事柄が記載されております。これまで肥料が直接原因

となりまして人畜の健康への被害が生じたという、そういう事例はないわけなんですけれども、と申しますのが、肥料に有害成分がもし仮に入ったとしても、有害成分の基準というのは法定規格というもので定められておりまして、それ以上は混入してはならないという決まりになっております。仮に何らかの形で混入したとしても、人畜への影響が生じる前に植物自身が要するに成長をとめてしまうというような観点から、そういう意味で人畜への影響という事例というのはなかったということです。ところが、最近下水汚泥等を原料といたします、いわゆるそういうものの肥料が循環型社会というような関係で相当多量に出回ってきております。この中には重金属が含まれておりまして、特にカドミウムにつきましては、これは植物に影響を与える以前に、人畜への影響というのが懸念される、そういう物質でございます。こういうものが多量に施用される、施用の仕方によっては、人畜への害が生じる恐れがある、そういうようなものにつきまして、今のようなものにつきまして、普通肥料の中で新たに特定普通肥料という、そういうジャンルを設けまして、その施用方法につきまして使用の規制をするという、そういうような法律改正の内容を現在上程をしている、そういうことでございます。

したがって、特定普通肥料に含まれます有害成分の農作物への移行ですとか、あるいは施用した土壤中での残留の調査というようなことが新たな業務として必要になっております。あるいは、特定普通肥料がちゃんと施用の基準に従って施用されているのかという、そういうリスク管理を行わなければならないというような業務が新たに必要になってくるということがございます。

2番目は、(2)でございますけれども、飼料に関して書いてございます。何点か飼料安全法につきまして、法律改正事項がございますけれども、まず第1点は、 に書いてございます。飼料につきましては、多くを海外に依存しておるという状況でございますけれども、よく気象の関係、天候の関係で、輸入されます飼料の中にかびが紛れ込んでおって、それらを通じまして、人畜への影響という、そういうようなことが生ずる恐れがあるわけでございます。したがって、そういう可能性があるような飼料を輸入する場合は、あらかじめ農林水産大臣に届け出の義務というようなことを新たに法律で措置しようというふうに考えております。これがまず第1点でございます。

でございますけれども、これはまた別の観点なんですけれども、特定の飼料、特に品質の安全性が求められるような飼料につきましては、これまですべて検定をするという、そういう仕組みだったわけなんですけれども、そういう飼料をつくり出す工場がある一定のよい品質をつくる製造の能力を持っているという、そういうようなことを農林水産大臣が認めました場合

は、そういうものが業者が登録を受けてそれを販売することができるという、登録制度を導入しようというふうなことも今国会に提出されているということです。したがって、その下にございますとおり、輸入飼料穀物の有害物質等に関する汚染状況の監視、あるいはリスク管理の強化、あるいは先ほどの登録制度にかかわります登録を申請する業者に対する検査というのが、新たな業務として生じるわけでございます。

それから、(3)に書いてございますのは、リスクコミュニケーションという関連で、リスクコミュニケーションのうちでも、情報の提供というような観点で、肥料、飼料に关します有害成分の情報ですとか、あるいは有害成分の農作物への移行、残留というような情報を広く提供しようというようなことでございます。こういうような観点から、中期目標につきまして見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

次のページをおあけいただきたいと思ひますけれども、繰り返しになりますけれども、中期目標の変更内容は、先ほど申し上げましたようなところでございます。1点漏らしておりましたのが、(2)の飼料の関係の国際基準に準拠した分析体制の整備ということでございますけれども、これにつきましては、有害成分を含む飼料につきましては、これまでの法律では流通の規制にとどまっておりましたけれども、今回新たに使用規制、あるいは輸入規制という規制が強化されるということになっております。あるいは現在コーデックス、国際的な機関で適正動物使用実施規範という、飼料の安全性を検査するための国際的な分析手法につきまして、規範を定め、各国がそれに準拠するという、そういうようなことになっておりますので、それに対応した分析体制の整備を図るということも加えております。

3は、中期計画の内容変更でございすけれども、先ほど申しました点に加えまして、人員増に対する予算、指標の変更ということで、現在定員としましては全部で12名、うち飼料で8名、肥料で3名、それから、管理部門に1名ということで考えております。それから、業務内容の変更につきましては、以上を踏まえました点でございす。

それから、なお書きでございすけれども、これは先ほどのとおりでございまして、特に肥飼料検査所では、飼料の輸入に関する水際の検査というような観点から、新たな業務が生じると考えられるということでございす。

引き続きまして、農薬検査所につきまして、ご説明をいたします。資料の6-4をごらんいただきたいと思ひます。

これは今回ご審議いただいております農薬取締法の改正とは直接関係はいたしません、間接的に関係をいたします点でもありますし、先ほど菊池委員からご指摘があった点、まさにそ

のものでございます。前回の臨時国会で農薬取締法が大幅に改正をされまして、新たに使用基準というのが義務化されました。要するに、この農薬はどの作物にどれだけの量をいつまでに使用しなければならないかという、そういうようなことにつきまして、基準が定められました。それを基準を守らない場合は、直罰規定が下されるという、そういうきつい規制が引かれたわけでございます。そういうことをしっかり守っていただくためには、当然のことながら農薬に関しますいろいろな情報を提供しなければならない。特に生産者のみならず、食の安全という観点から、国民に広く提供しなければならないということでございます。

これまでも最低限の情報につきましては、私どものホームページ等を通じまして流しておりますし、その内容も徐々に充実させてきているところではございますけれども、改めまして、農薬検査所に情報の整備をいたしまして、いわゆる安全性に関する情報ですとか、あるいは農薬の使用方法に関する情報ですとか、幅広い観点からの農薬に関する情報を整備するという、そういう業務をやっていただきたいというふうに考えております。

したがって、2はそういうようなことでございますし、3の中期計画につきましても、そういう内容に加えまして、人員増、現在7名の増ということを考えておりますけれども、そういう内容を考えております。

業務方法につきましても、ここに掲げられているとおりでございます。

なお書きにつきましても、先ほどと同様でございますけれども、農薬検査所で関係いたしますのは、いわゆる天敵ですとか、あるいは微生物農薬という、要するにこういうものも農薬の一種でありまして、こういうものが組み換えたいという形できた場合に、適正な管理をするという水際の防止をするという観点から、今後そういう業務が想定されるということでございます。

以上でございます。

松本分科会長 次に、今回変更の提案はございませんが、家畜改良センターの方から、次回予定している変更について説明がございますので、よろしく申し上げます。

生産局畜産技術課長 お手元の資料6の一番下の方、4のところ、今後の変更予定というところで書かせていただいております。現在、牛のトレサ法、国会で出ています。新たな法律として出ております。その中で、牛の個体識別、まさに産まれて、すぐに耳に指標をつけて、その牛、1頭、1頭の個体識別番号を管理するというセンターとして家畜改良センター、現在も準備移行機構として機能しておりますけれども、新たにこの法律ということに伴いまして、この7月にも全体の組織の大きな流れの中で、家畜改良センター等で増員11名を予定しております。

す。しかしながら、新法ということで、今後施行に当たりましては今審議中でございまして、施行が成立から6カ月以内で考えておりまして、その間に政令あるいは省令等、細かな規定を今準備するというところでございますので、そうしたものをあわせて今回家畜改良センターに、そうした個体識別の業務を委任するという事等、詳細につきまして、決まり次第中期目標等変更をさせていただくことになっております。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、質疑応答の時間に入りたいと思います。どうぞご意見のある方、あるいは質問のある方はどうぞ。

福田専門委員 消費技術センターのお話につきまして、1つだけ質問させてください。食品表示の監視強化の話がありました。この中で、食品表示の分析等の能力を高めていくというお話がありましたが、一方で地方農政事務所というのが今後できるということでございますが、そうしますと、末端の店頭等での小売りベースでのそういう表示の調査等々は主として地方農政事務所がやって、機能分担を少ししていくという、こういうとらえ方でいいのか。そうなった場合に、末端での調査の件数といいたいまいしょうか、回数といいたいまいしょうか、サンプリングは相当大きくなるというふうに考えてよろしいかどうか、この点、お伺いしたいと思います。

総合食料局品質課長 今、おっしゃられたとおりでございまして、店舗の、いわゆる巡回業務につきましては、さっきご説明申し上げましたように、地方農政事務所の職員をかなり大幅に人間を増やしまして、担当するということになるわけでございます。当然そうなりますと、回る店舗の数、あるいは買い上げる食品の点数も増えてまいりますので、そういった意味でそれを受けて分析をするセンターの側の分析の点数も、それに応じて増えてふえてまいりますし、そのためにセンターの担当の職員も強化しようというふうに考えているところでございます。

松本分科会長 そのほかどうぞ。

ございませんでしょうか。

ただいまご提案のありました独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所の中期目標、中期計画、業務方法書の変更につきましては、今回の案で皆様方のご了承がいただけるものと考えておりますけれども、正式な答申につきましては、大臣より諮問がございまして、その諮問が出ました後、再度皆様方に書面でもってご意見を伺いたいと思います。その上で、処理を行いたい、こういうふうに考えておりますので、その際にはどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、次の議題に移ります前に、ここで一たん休憩をしたいと思います。ただいま4時

10分でございますので、10分間の休憩をいたします。4時20分から再開をしたいと思います。

午後4時10分 休憩

午後4時20分 再開

松本分科会長 それでは、議事を再開したいと思います。

次の議題、4つ目の議題は、平成15年10月に新たに設立されます独立行政法人の中期目標（案）に関する事項でございます。事務局より、まずご説明をお願いしたいと思います。

大臣官房文書課調査官 それでは、お手元に資料7があるので、それをご参照いただきたいと思います。資料の一番上が独立行政法人農畜産業振興機構についてという、1枚紙が入っていますので、これのダブルクリップを取っていただくと、4種類資料はあろうかと思います。これが資料7でございます。

内容でございますが、昨年の秋の臨時国会におきまして、従来特殊法人あるいは認可法人という形態であった法人について、それぞれ独立行政法人化するという法律が国会で可決成立いたしました。ことしの10月1日から、農林水産省関係では、6つの独立行政法人が新たに設置されるということとなりました。このうち、農業分科会におきましては、お手元の資料にございます農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、水資源機構の4つを担当していただくこととなります。本日は、それらの法人にかかります概要の紙と、中期目標の現段階の案をお配りしております。中期目標につきましては、ことしの10月1日の設立、そのときに法人にするということで、若干段階としてはまだ早いわけでございますが、一方で、今月の16日にこの中期目標につきまして、内閣官房の方に設けられております特殊法人等改革推進本部の参与会議というところがヒアリングをするという予定になっております。また、このヒアリング、参与会議においては、全体、今回特殊法人、認可法人が独立行政法人化するわけでございますが、それに当たりまして、独立行政法人の一つの趣旨として、目標あるいは計画に対してどの程度それが達成されたかというのをきちんと事後的にフォローするというところに存在意義があるということで、そういうフォローをするために、中期目標、中期計画というのをできる限り定量的な指標を置くべきであるというような考えから、その内容についてヒアリングをするということになってございます。

そういう関係がございまして、本日は参与会議というところに出す資料の形というようなもので、左側に中期目標、右側にそれに対応する中期計画というのの記載例がございまして、この左右対称にした表を、この評価委員会の分科会の方にもご提示させて、ご説明させていた

だきたいというものでございます。

松本分科会長 ただいま事務局から説明がございましたように、資料7の中期目標は、あくまでも作成の途中にあるものでございますので、中期目標の案が固まった段階で改めてご審議をいただくとして、本日は各法人ごとにご説明をいただき、4法人すべて終了した後に、ご質問をちょうだいしたい、こういう手順を進めていきたいと思っております。

なお、時間が限られておりますので、ご説明は極力また簡単をお願いをするということで、1法人当たり10分程度でいかがでしょうか。

それでは、まず農畜産業振興機構について、お願いいたします。

生産局畜産企画課長 お手元の方の最初の資料でございます。縦長の紙、独立行政法人農畜産業振興機構について、それから、横紙で、中期目標等についての資料を2種類付けてございます。

まず、新しい機構の概要についてご説明したいと思っております。縦長の方の資料をごらんいただきたいと思っております。

先ほど文書課の方からも説明がありましたが、特殊法人等整理合理化計画に基づきまして、今回2つの法人について、独立行政法人とすることにしております。そこにありますように、農畜産業振興事業団、これは畜産あるいは砂糖、蚕糸、こういった農産品につきまして輸入、売買、あるいは交付金の交付などの業務、こういったものを行ってまいりました。

それから、野菜供給安定基金がございますが、これも野菜につきまして価格低落等のときに生産者に補給金を交付するというような業務を中心として業務を行っております。

今回、整理合理化計画に基づきまして、この2つの特殊法人あるいは認可法人につきまして、一つに統合するというところでございます。もちろん、統合に当たりましては、基本的に業務の見直しを行っておりまして、一部の業務を廃止した上で、新しい機構の方に引き継ぐという形になってございます。

新しい機構であります、その下の方に書いてございますように、上の2つの法人を統合しました関係で、畜産関係業務、野菜関係業務、砂糖関係業務、蚕糸関係業務という、四本立ての業務になります。

主な業務としましては、畜産関係業務は、畜産物の生産、流通の合理化、そういったものに対する助成業務、それから、加工原料乳の生産者補給金の交付、乳製品等の輸入・売買、さらに肉用子牛の生産者補給交付金、こういった業務を中心としております。いずれも国の施策を補完する、あるいはそういう価格の変動等に緊急的に対応するような業務でございます。

それから、野菜関係であります。これは基本的には野菜安定供給基金の業務を引き継いでおります。野菜の生産者補給金等の交付、それから、新しい業務になっておりますが、野菜の契約取引に係る交付金の交付、そういった業務でございます。

それから、砂糖関係、これは砂糖の輸入に係る調整金というものを徴収しておりまして、こういった財源により、国内産糖交付金等の交付を行うという業務でございます。

それから、蚕糸関係業務です。これも生糸の輸入、それから、売買という業務を中心としております。

以上、申し上げましたように、基本的には事業見直し等で新しい機構の方に業務を引き続き実施する。ただ、これまで2つの団体がやっていたものを、基本的に一つの団体として統合してやっていくという形になっております。

横紙の方の中期目標でございます。先ほど文書課の方からありましたように、今、検討中のものですが、中期目標に入ります前に、ちょっと機構の性格について触れておきたいと思えます。先ほども申し上げましたように、機構の業務につきましては、基本的にいろいろな法制度がございます。例えば、加工乳ですと、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法がございます。それから、肉用子牛、それぞれ法律制度がございまして、機構はそういった法律制度に基づきまして具体的な執行を行う政策の執行機関であるという役割が一つございます。その関係で、公共性の高い業務を行っております。当然その執行の過程でいろいろな問題が起きてまいります。その点につきましては、国民の皆様の信頼確保という観点が重要な課題だと思っております。私どもとしては、そういった執行機関としての役割、さらに相当な国庫財源もつぎ込まれていることにもかんがみ、業務運営の効率化、適正化、こういった点が新しい機構の大きな一つの課題だろうというふうに考えております。

実は、農畜産業振興事業団におきましては、一昨年の中世の発生以来、中世関係の多くの事業を執行機関として実施しておりますが、その過程で、必ずしも十分適切あるいは効果的な執行が行われたかどうかという問題がございました。私ども、事業団の方に早速指示いたしまして、内部の事業の総点検等を開始したところでございます。今回の中期目標に当たりましては、そういった業務点検の結果というものを踏まえて、より効率化、あるいは適正化という観点に立って、きちんと業務を進めてもらいたいというふうに考えているところであります。

中期目標については、資料第1から始まっておりますが、先行法人がございまして、枠組みはそういったものを参考にしております。

特に第2の業務運営の効率化でございます。第1点は、やはり経費等の抑制という点で、人

件費あるいは調査、こういった固定的な費用を除きまして、一般管理費につきまして、毎年度1%ずつ抑制していくということを目標としております。

それから、第2の2の、業務執行の改善であります。機構の内部に外部専門家、あるいは有識者等からなる第三者機関を置きまして、具体的な業務のあり方、点検、あるいは評価という、総合的な対応をしていただくというふうに考えております。

中身は2つございまして、補助事業等におきます評価、そういった問題と、全体の業務の点検評価という2つの点、通常の補助事業等の評価だけではなくて、業務のあり方全体についても評価点検していただいて、それも反映させていこうという観点が入っております。

次に、3・4にありますように業務運営能力の向上、あるいは組織体制の整備、あるいは5にありますような、補助事業の効率化というような点、それぞれそういった第三者機関によって外部の方の意見を踏まえながら具体的な点検評価というものを実施していただくという体制で進めたいというふうに考えております。

これが業務運営の効率化に関する事項であります。

それから、第3の業務の質の向上でございます。そこに各業務ごとに1の畜産業務から始まりまして、先ほど言いました各品目ごとの業務、それから、さらに法律に基づくもの等を中心として、幾つかに細分化してございます。各業務の冒頭に「食料・農業・農村基本計画」に基づく目標等に即して業務を行う旨、記述してございます。もちろん、「食料・農業・農村基本計画」、これは機構が行う施策のみならず、国が行うすべての政策を体系づけているわけでありましたが、そういった国の政策全体と、先ほど申し上げましたように、機構の補完的な役割というふうに申し上げましたけれども、そういった国全体が行う施策目標に対しまして、補完する立場として国と一体となって目標達成に努めるという趣旨を、それぞれの品目の業務ごとに明示しているところでございます。

それから、具体的な数値目標等でございますけれども、例えば4ページの(4)加工原料乳生産者補給金の交付という業務がございます。畜産業務の中の代表的な重要な業務の一つでございます。これは法律に基づいて事業団が執行機関というふうに位置づけられているものであります。具体的な仕事の効率化という観点で、国民といいますか、農家、生産者の方々に對して、生産者補給金を支給するに当たって、事務処理の効率化を図っていこうということで、昨年の例ですと大体21業務日ぐらいかかっておりますが、今後5年間の目標としては、さらなる効率化ということで、そこにありますように20業務日でというような目標を掲げて、効率化に努めていただくということによって、生産者といいますか、そういったユーザーの方の利便

を図っていかうという考え方でございます。

各業務ごとにそれぞれ輸入・売買、あるいは補給金の交付、そういった業務ごとに数値目標という形で、一定期間内の効率的な実施、サービスの向上という観点で、整理しているところでございます。

それから、7ページには、情報収集提供業務というのがございます。私どもBSEの教訓、広く言えばリスクコミュニケーションの充実になるうかと思いますが、そういった各分野、各段階を通じて、広く消費者あるいは生産者、そういった方々との意思疎通をきちんと図っていくということが重要な課題となっていますし、今後の新しい食品安全体制においても、重要なことだろうと思っています。その一端を担う立場として、当然執行機関であります機構においても、機動的なあるいは効果的な情報提供という観点を、特に5としてまとめてございます。一部先行独法の例に倣いまして、利用者の満足度等についても一定の数値目標を置きまして、その充実を図っていただくというような仕組みを考えているところでございます。

また、情報公開等におきまして、9ページの(5)のホームページの活用のほかに、情報開示という点でも、従来以上に速やかな迅速な情報開示というものを、9ページの(6)の方で記している次第でございます。

以上、ポイントだけ申し上げましたけれども、現在の事業団の性格、基金の性格を踏まえまして、新しい機構におきまして、業務運営の効率化、あるいは質の向上という観点で進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、次に農業者年金基金について、お願いいたします。

経営局経営政策課長 それでは、農業者年金基金につきまして、説明をさせていただきたいと思えます。

まず、縦長の紙で法人の概要についてご説明いたしますけれども、現在特殊法人として農業者年金基金というものがございます。それが10月1日から独立行政法人化いたしまして、独立行政法人農業者年金基金ということになります。

業務の内容につきましては、基本的にはこの独法化に伴いました変更はございませんで、法律に基づきます農業者年金制度の運用を行うということでございまして、業務につきましては、四角の中に丸が2つあって記述してございますが、大きく分けて2つで、1つは新制度業務、もう一つは旧制度の経過業務ということで、1つ目の が新制度業務について記載してございまして、平成14年1月から新しい農業者年金基金制度がスタートとしておりまして、その制度

の運用というのが新制度業務です。具体的には、・が2つございますが、新しい制度におきましては、自分がかけた保険料を将来自分が受給する年金の原資とするという、積み立て方式を採用した制度に移行しております。意欲ある農業者を確保するという農政上の目的を持った政策年金でございますので、一定の担い手には政策支援ということで、括弧の中に書いてございますが、保険料の国庫補助を行う、そういう仕組みの制度を昨年1月から運用しております。

もう一つは、旧制度業務でございますが、下の のところに書いてございますが、平成13年の改正前の制度に基づく加入者、受給者に対する年金の給付ということでございまして、これは経過的業務ということになるわけですが、しばらくの間は相当の事務量があるということでございます。

四角の欄の下の方に、予算、組織について記述してございますが、14年度の予算と15年度の予算並べて書いてございまして、15年度というのは、半分は独法化する前の期間、半分は独法化後の予算、両方こみこみで記載してございますけれども、14年度に比べて予算額も一定の節減に努めております。役員数につきましては、これは現行の役員と、15年度は10月1日から独法化後の役員の数を書いてございますけれども、現行は監事を含めて8名ですけれども、独法化後は5名にしていくということでございます。

以上が法人の概要ですけれども、続きまして、7 - 2という横長の資料で、現在考えております中期目標、中期計画の案について、ご説明をさせていただきます。

まず、第1の中期目標の期間ですけれども、ほかの法人と同じように、20年3月までの4年6カ月の期間としたいと考えております。

第2の業務運営の効率化に関する事項については、4点記載しようかと考えておりまして、まず第1点は、運営経費の抑制ということで、毎年1%の運営経費を節減していくというようなことを記載したいと考えております。

2点目は、組織運営の合理化ということですが、先ほども法人の概要のところでも申し上げましたけれども、農業者年金基金につきましては、業務が新制度業務と旧制度業務という二つからなりますので、その業務がどういうふうになるかという事務量の推移の的確な見通しに基づきまして組織を見直していく。あるいは、常勤の職員の定数のあり方を考えていくというようなことを明記した上で、右側の方に中期計画、これは独立行政法人がみずからつくる計画になるわけですが、そういう中期目標に沿って独立行政法人がつくる中期計画の中では、具体的に課をどういうふうに変えていくとか、職員数をどういうふうに変えていくかということは、中期計画の中で規定してはどうかというのが現時点の考え方です。

3点目は、業務運営能力の向上等ということで、ここは研修の実施について重点的に規定してはどうかと考えておりますが、農業者年金基金というのは、東京に一つだけある組織でございまして、農業者年金制度の運用というのは、実際上は農村現場の農業委員会系統ですとか、農協系統組織に業務委託をして、執行している部分が非常に大きいわけでございますので、この事務の適正かつ円滑な執行ということを考えますと、担当する職員の資質の向上、能力の向上というのが、非常に重要なこととなりますので、そういった方向を中期目標の中で規定した上で、右側にあります中期計画の中で、独立行政法人にみずから具体的にどういう研修を行って能力向上に努めていくのかというようなことを明らかにしていくというようなことでどうかと考えております。

続きまして、次のページですけれども、4点目は、評価・点検の実施ということで、業務の執行に当たって、広く外部からの意見を求めて業務運営に適切に反映させるというようなことでございます。

あとは、先ほども言いましたけれども、実際の業務というのは、JA系統、農業委員会系統に委託しておりますので、その事務が的確に行われているかどうかということを、考査、指導するというのを、(2)のところで書いてございまして、これは2年に1回の割合で全体を考査、指導が行き届くような、そういう方針でやったらどうかというのが現時点での考え方でございます。

第3が、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項ということで、ここについては3点規定しようと思っておりますが、まず1点は手続の迅速化ということで、まず標準事務処理期間というものを定めて、それを公表して、あとは実際それぞれの業務についてどのくらいの日数を要したのか、あるいは標準処理期間を越えて処理した件数がどれくらいあったのかといったような、処理状況についても毎年度定期的に公表していくというようなことがまず第1点目でございます。

2点目は、年金資産の安全かつ効率的な運用ということで、先ほども業務の概要でご説明いたしましたけれども、昨年の1月1日から始めております新しい制度というのは、みずから納めてもらった保険料を運用して、将来の年金給付に充てるということで、資産運用というのが非常に重要な要素となりますので、毎年の資産運用の構成割合、例えば株式にどれくらいの割合で運用するとか、そういうようなことですが、そういったことについて、今、行っている運用の割合の妥当性の検証というのを毎年度1回以上行うというようなことにしてはどうか。

3点目は、制度の普及推進ということで、なるべく農業者を確保するという政策年金ですので、加入していない農業者の方にも新しい制度の仕組みを広く周知するということが重要ですし、加入している人に対して、今の制度運営の実態がどうなっているのかということを知らせるのも非常に重要になりますので、そういったことをきちんとやるというようなことでございます。

次の3ページが、第4番目ですけれども、財務の内容の改善に関する事項ということで、これにつきましては、専ら旧制度に基づく事業におきまして、融資ですとか、農地の売り渡すとか、そういったことがあったものですから、債権回収みたいなものというのが旧制度については関係いたしておりまして、それをきちんとやるというような方向を記載する。

第5は、その他の業務運営に関する重要事項といたしまして、今の農業者年金基金法におきましては、旧制度の年金給付に必要なお金を、年金基金が政府保証のもとで外から借りられるという規定になっているわけですけれども、その際、最も効率的な利息で借りられるような、そういった努力義務規定というか、そういうことを記載したらどうかというのが現時点での検討の状況でございます。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、続きまして、農林漁業信用基金、よろしく申し上げます。

経営局金融調整課長 それでは、農林漁業信用基金につきまして、ご説明させていただきませんが、まず、1枚紙の縦長の紙をごらんいただきたいと思います。

現在認可法人として農林業信用基金が存在をしておりますが、ことしの10月1日から独立行政法人化いたしまして、独立行政法人の農林漁業信用基金ということになります。どんな仕事をしているかということでございますが、その色がついているところでございますけれども、基本的に信用保証の関係の仕事をしておりまして、農林水とございますが、農業について言いますと、農家が融資を受けたいというときに、農協とか銀行に申し込むわけですけれども、そのときに債務保証がつかないとお金がうまく借りられない、こういうことがございます。このときに、各県段階に農業信用基金協会というものが存在をしておりますが、ここが債務保証をすることになっておりますが、県段階で保証したものを全国段階でもう一回再保証にかけまして、平準化をする。この保険の仕事をこの信用基金がやっております。

このことを、農業と、それから水産業につきましては基本的に同じ構造でやっておりますが、林業につきましては基本的に県段階が存在しておりません。したがって、この林業につきましては、この信用基金が直接債務保証をする、こういう形の仕事をやっております。

それから、その下に災害補償関係業務ということで書いてございますが、これはちょっと別の仕事でございまして、災害補償保険法という法律がございまして、これは例えば台風が来た、それから、低温が続いて農産物が被害を受けたというときに、その保険をかけていく、こういう仕事でございまして、農家の方にも保険の掛け金を払っていただいて、この保険制度を国が運営しております、この保険のための組織が各地域に共済組合という形で存在をしております。この共済組合に最終的には災害が起きたときには保険金がありてまいります、それまでの時間的な格差、この部分を融資という形で資金を供給しております、この仕事もこの信用基金があわせて行っております。

以上が、この信用基金の仕事でございまして、これを踏まえまして、次の横長の資料をごらんいただきたいと思っております。

中期目標の期間といたしましては、ほかのところと同じように4年半ということになっております。それから、第2といたしまして、国民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する事項ということで、その1番のところを見ていただきますと、基本的には保証するときの保険料あるいは保証料、ここのところが一番重要なポイントでございまして、その一番下のところ、リスクを勘案した適切な水準に設定をするということになっておりますが、このときに、リスクの前提として、保証を引き受けるときの審査、ここのところを適切にやるということが前提条件になりますので、最初の1行目のところに、「適正な業務運営を行うことを前提として」という言葉が入っております。それから、審査をきちんとやりましても、農業でございまして、自然条件に左右されて収益性が変動する、こういうこともございまして、そういった意味で、こういった農業の特性にもきちんと配慮をして、適切な水準にこの保険料率、保証料率を設定する、こういうことで書かせていただいております。

それから、次のページにまいりまして、2番といたしまして、事務処理の迅速化でございまして、これは保証の引き受けをやるわけですけれども、このときにやはり時間がかかり過ぎる、こういった批判もございまして、そういった意味で、それぞれの事務に応じまして標準的な処理期間、これをきちんと設けていこうということで、右側の方に信用基金が定めます中期計画の案がついてございますが、ここのところで具体的な標準処理期間を設定をしていく、そういうことにしたいというふうに考えております。

それから、左側の2の でございまして、やはりこういった迅速な処理をするためにも、各県段階の保証をやっております基金協会、こういったところと日ごろから意思疎通をよくしてやっていく、こういうことが非常に重要でございまして、そのための意見調整を着実

に行うということにしております。

それから、 といたしまして、専決権限、要するにだれが最終的に判断するかということですが、ここにつきましても権限を下の方に弾力化いたしまして、できるだけ迅速に処理ができるような体制をつくる、そういうことを記述をしております。

それから、その下でございますが、利用者の方に対する積極的な情報提供をやっていこうということで、ホームページをつくっておりますが、ここでこの情報をきちんと提供して、農家の方々がきちんとこの保証保険の制度が使えるようにしていこう、そういうことでございます。ホームページの中身につきましても定期的に更新をするということが、次のページにかけて書いてございます。

それから、3ページの上の方でございますが、第3として業務運営の効率化の話が書いてございます。その1番でございますが、業務運営体制の効率化ということです。この農林漁業信用基金といいますのは、これまで4つの法人に分かれていたものが、歴史的に一本化してきたという経緯がございます。特に昭和62年、この年に保証保険制度はそれまで農業、林業、水産業と分かれておりました。これを一本化して、農林漁業信用基金というのができたわけです。それから、その後で平成12年、この年に災害補償の関係の仕事もくっつけまして、都合4つの仕事を今は一つの法人でやっている、こういう形になっております。この歴史的な経緯を引きずっております、ここの基金につきましては、実は事務所が4つに分かれておまして、これが法人としての一体化を非常に妨げている、そういう側面がございます。そういった意味で、4分野に分かれている事務所をこの際統合いたしまして、その効果を踏まえて、組織体制、人員体制の見直しをきちんと行うということがそこに書いてございます。

それから、その下の2番でございますが、経費支出の抑制ということで、これはすべての支出につきまして、その支出が本当に要るかどうか、これの検討をするということと、それから、必要な場合も廉価な調達を心がける。これは例えば入札にかけるとか、そういったことを配慮いたしまして、支出の抑制に努めるということが書いてございます。

それから、下の方に「運営費交付金を一部充当して行う業務」というふうに書いてございますが、実は林業の部分だけこの法人の運営経費の国庫補助が出ておまして、その仕事につきましては、特に支出の抑制を図るために、毎年度平均で前年度比1%の節減を行うということを明示をしております。

それから、次の4ページでございますが、3番のところ、内部監査の充実ということで、ここにつきましては、この信用基金4つの業務をやっておりますが、これを横断的に監査する

監査体制を充実強化をする、そういうことが書いてございます。

それから、4つ目といたしまして、情報処理システムの効率的な開発と運用、やはり保証保険という仕事になりますと、数字の管理をきちんとやるということがどうしても必要になりますが、できるだけ効率的に、低コストで処理をするという観点から、システムをきちんと開発をして、それに応じてそれを採用していく、そういったことに配慮したいということでございます。

それから、その下、第4といたしまして、財務内容の改善に関する事項ということが書いてございます。1番で、業務収支の均衡ということで、できるだけこの業務収支をバランスをとって、赤字にならないようにする、そういう観点で幾つか書いてございますが、まずといたしまして、中期目標の期間中、4年半でございますけれども、その間に保険契約、あるいは保証契約を締結した案件につきまして、審査のときの能力を向上させる、きちんと審査をすることによりまして事故の発生をできるだけ防いでいく。事故率や代位弁済の率を一定の数字以下におさめる、こういった数値目標をつくって、この範囲におさめるように努力をするということを書いてございます。

ただ、この保証保険につきましては、BSEその他いろいろな農業の関係の事件とか、そういったものがございます。そういった意味で、その場合にはやむを得ないこともございますので、そういったことについても配慮をするという趣旨が書いてございます。

それから、といたしまして、農家の方が返済不能になって、そのときには代位弁済をするということになりますと、その後回収できればこの信用基金の経理にはプラスになるわけでございますので、代位弁済後の回収についてもきちんとやっていくという話が、として書いてございます。

それから、最後の5ページのところですけれども、ここにつきましては、保証保険、一つの金融的な仕事でございますので、責任準備金につきましてはきちんと計上するという事で取り組んでいく、そういう趣旨の中期計画を現在準備中ということでございます。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、最後になりますが、水資源機構、お願いします。

農村振興局総務課長 水資源機構につきまして、ご説明させていただきます。よろしくお願いいいたします。

まず、縦長の1枚紙でございます。水資源開発公団とございますが、公団は広域的な用水供給、用水の確保を図るということから、水資源開発促進法に基づきまして、水資源開発水系と

というのが設けられておりますが、その指定地域におきまして、水資源の開発あるいは利用のための事業を行うということを目的として、昭和37年にできた組織でございます。その後、昭和43年に、愛知用水公団というものが統合されて、現在に至っております。今回10月1日付で独立行政法人化し、独立行政法人水資源機構という形になるということでございます。

なお、この従来の公団あるいは今回の機構につきましても、いずれも国土交通省と農林水産省、厚生労働省、経済産業省、この4省庁の共管団体という形になっております。農水が農業用水関係、厚生労働省が上水道関係、経済産業省が工業用水関係と、国土交通省が治水その他全体の水関係の調整役というような形になっているところでございます。

主な業務でございますが、先ほども申し上げました水資源開発促進法という法律がございますが、この法律の中で、ちょっと下の四角の方をごらんいただきますと、特に水資源の開発の重要な水系としまして7水系が指定されております。利根、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川と、この7水系がございますが、この水系ごとに水資源開発基本計画というものが定められております。この水資源開発基本計画に基づく水資源の開発、または利用のための施設の新築、改築を行うというのが今回の機構の一番の業務、いわゆるダム、あるいはその用水路なんかの整備を図っていくというものでございます。

なお、ちなみに括弧書きに、水の供給量を増大させないものに限るとございます。ある意味では水資源開発のための施設整備を従来から講じてきまして、それ相応のストックができてきているということを前提とし、またご案内のとおり、近年水需要というものがかなり緩和基調にあるということも前提といたしまして、水の供給量を直ちに増大させるような施設については、現に事業に着手しているものを除いて手をつけない。むしろ既存の施設の管理を中心としつつ、その改築等に仕事の重点を置いていくという形になっております。

それから、2つ目のものは、これまでつくった施設あるいは承継してきた施設の管理、それから、3つ目の にございますのは、受託の業務でございますが、例えば発電なんかを電力会社から委託しまして、あわせて管理するというような業務をやっているところでございます。こういった業務を行うということで、先ほど申し上げました、下の水資源開発指定7水系において実施しているところでございます。

予算組織は、下にございますけれども、公団全体の予算、うち農水分とございますが、農水のウエートが、ここにありますように、例えば国費ベースでは578億円に対して132億円、これが14年度の公団時代の数字、それから、15年度の数字は、公団の分の半年分と、新たな機構の分の半年分の数字でございます。

それから、次に横長の表でございますが、今回機構に移行するに伴いまして定める予定としております中期目標、それと中期計画については、当然機構が定めるものでございますが、まだまだ素案の段階でございます。1の中期目標の期間でございますが、これまでの法人と同様、ことしの10月1日から4年半というものを中期目標の期間と考えているところでございます。

2つ目に、業務運営の効率化に関する事項といたしまして、(1)にございますように、効率的な事業運営を行うための機動的な組織運営、あるいは職員のインセンティブ確保による資質向上に努めていきたいということで、右の中期計画の素案の方にもございますが、例えば近隣組織の統合等、事業所あるいは管理のための組織なんかを統合して効率的な運用を図っていこう。あるいは、新人事システムにより職員の能力向上を図っていこう、こういったことを考えているところでございます。

それから、2つ目の(2)の効率的な業務運営としまして、情報化、電子化、こういったものによる業務運営の効率化を図っていきたい。

それから、(3)でございますが、事務的経費の節減ということでございまして、具体の数値目標もここでは定めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、次のページにまいりまして、国民に対して提供するサービス、具体の事業の中身の関係でございますが、(1)にございますように、施設の新築あるいは改築事業の計画的、的確な実施、あるいは2)にございますような、老朽化、劣化した施設の改築事業、こういったものを計画的に進めていきたいということで、右の中期計画の方にございますように、まだ具体の数字が入っておりませんが、数字の入った施設の新築、改築、あるいは実際生み出す水量といったものを定めていきたいというふうに考えております。

それから、(2)が的確な施設の管理ということでございまして、これにつきましても、先ほど4省共管と申し上げましたが、水の関係でございますので、いろいろな利水者間の調整といったものが必要になってございます。また、関係機関との調整も必要になっておりますが、こういったものをきちんと的確にやりながら、施設の管理をやっていきたいということで、右側の中期計画の方では具体の数字なんかも入れて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

飛びますが、恐縮でございますが、3ページに入ってくださいまして、(5)でございますが、総合的なコストの縮減というものでございます。ご案内のとおり、公共工事全般に対してコスト縮減というのが極めて強く求められているところでございます。こういった中、新技術の開発、あるいはライフサイクルを通じたコスト低減とございますが、壊れればつくればいいとい

うものではなくて、的確な管理等をしながら、施設の長寿命化等を図っていききたい。こういったことをあわせまして、総合的なコストの低減に努めていききたいということで、右側にございますが、水資源機構コスト構造改革プログラムといったものを策定しまして、具体的なコストの縮減目標を定めていききたいというふうに考えているところでございます。

それから、水関係でございますので、(6)にありますような環境保全への配慮、それから、(7)にありますような災害時における危機管理、こういった体制整備もきちんとやっていきたいというふうに考えております。

それから、(8)は、関係機関との連携でございますが、先ほど来申し上げましたような、いろいろな多様な関係者がおりますので、そういったものの連携をきちんとやっていきたいというふうに考えております。

それから、(9)で説明責任の向上とございますけれども、こういったいろいろな関係者方面に対して事業の的確な内容の説明をやっていききたいということで、いろいろな広報活動等を的確に実施していききたいというふうに考えているところでございます。

それから、(10)も同様に、事業関連地域との連携促進ということで、水の上下流の関係でも、いろいろな利害関係と申しますか、こういったものもございまして、両方に対して適切に水に対する理解を深めながら、事業を実施していくということをやりたいと考えているところでございます。

4番目が財務内容の改善ということでございまして、今まで申し上げましたような業務運営の効率化等を踏まえた形での中期計画の予算あるいはその収支計画等を策定していききたいということでございます。

最後に、5ページに入りますが、その他業務運営ということで、施設整備に関する計画をきちんとつくる。それから、(2)に人事に関する計画とございますけれども、右の中期計画にありますように、職員数の削減等も含めまして、業務運営の効率化に努めていききたいというふうに考えております。

それから、(3)に利水者負担金に関する事項とございますが、こういった事業を通常は事業完了後にいろいろな利水者から負担金を徴収するというシステムが原則になっておるわけでございますが、いわゆる利子の負担というものも考えまして、利水者の希望に応じて、建設負担金の前払い、工事中あるいは工事完了後の一括払い、現在も制度はあるんですが、こういったものの十分活用が図られるような状況にもっていききたいということでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ただいま、各法人の業務の内容及び中期目標（案）でございますが、これにつきましてそれぞれご説明をいただいたわけでございます。何かこれに関しましてご質問あるいはご意見がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

徳江委員 農畜産業振興機構についてですけれども、説明書の1ページの中で、業務運営の効率化に関する事項の2です。業務執行の改善というところで、中期目標、中期計画の中で、3行目、第三者機関による業務の点検評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。また、補助事業についても第三者機関による審査・評価を行う。この辺の全体を通じてこの内部監査体制を充実強化するというふうに理解してよろしいんじゃないかと思うんですけれども、この辺の具体的な体制、例えば業務運営を横断的に監視する内部監査ということで、監事との関係です。監事というのも業務監査当然対象になりますので、こういう組織の重複と、あるいは無駄というのがあるいは発生するのかなと思いますけれども、この辺の内部監査制度のもう少し内容がわかれば、ご説明いただけますか。

以上です。

生産局畜産企画課長 それでは、お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、2つの面、業務点検の面と、それから、補助事業の執行という面で第三者機関を置くというふうに申し上げました。しかも、機構については、もちろん監事等による業務監査はあるわけですが、国民の税金といいますが、関税収入とかいろいろな国の財源を使って事業を行うこととなるので、そういった納税者、消費者の目というものを業務の執行に当たって反映させていただきたいという趣旨で、外部の方による第三者機関というふうに申し上げた次第でございます。

実は、既に昨年の秋に法曹関係者、あるいは消費者等からなる業務執行改善検討委員会というものを理事長のもとに置きまして、事業団の業務点検のあり方だとか、あるいは職員の能力向上、あるいは外部の消費者、納税者の意識を踏まえた業務執行の心構えというようなことをいろいろ点検していただきました。その報告を受けて、事業団としては、職員の能力向上とか啓発、最近の言葉で申しますとコンプライアンス意識というようなものを含めて、既に内部の研修会をやったり、あるいは職員の現場研修等も含めた能力向上を実施してきたところでございます。それから、機構としては内部のいろいろな業務の執行段階において、担当者レベル、課長レベル、あるいは役員レベルでの相互の連絡体制、あるいはチェック体制、今後組織的にも機構を統合した後にかなりハイレベルの業務監査室のような内部監査組織を内部に設けることとしております。このように、機構については、監事の監査、それから、業務監査室という

ような内部監査体制、それらとともに、消費者あるいは納税者の視点に立つ第三者機関による点検により、農畜産の生産、流通、かなり広範な業務を相当の金額で実施するわけでありますので、念には念を入れて、適正に業務を執行していきたいという趣旨で書かせていただいたところでございます。

徳江委員 まだ素案というか、これから完成に向けてという作業があると思いますけれども、職務分掌といいますか、例えば最近のコーポレートガバナンス、その辺があると思いますので、その辺の意味、機能、機構等を含めて、こういった組織を確立するなら、やはりその辺の分掌というか、役割分担を明確にさせていただきたいなということです。そんなところをお願いしておきます。

以上です。

小林委員 引き続きで恐縮なんですけど、農畜産振興業機構について、1点教えていただきたいのですが、3ページの中期計画の下から5行目、1日当たり生乳処理量2トン以上の乳業工場数を、対前年度比で平均2%以上減少させるという計画があるわけですが、これは要するに中小の工場の統廃合ということになると思うのですけれども、機構の機能ですとか、権限ということで、こうしたことを実施することができるのかどうかということについて、教えていただきたい。というのは、評価の対象ですので、機構が主体的にできないということであれば、なじまないのかなというふうに思いまして。

生産局畜産企画課長 お答えします。

特に3ページの下から5、6行目、乳業再編整備等対策事業についてご質問がありました。実は、ここにも書いてありますが、機構が行うこの事業は、国等が行う事業、施策と相まって、補完的な役割を担うもので、「食料・農業・農村基本計画」という、大きな上位目標をそれぞれの施策機関が分掌して実施していくという関係になります。しかも、ここに書いてある2トン以上の乳業工場数の減少は乳業再編に係る計画を国が決めている政策目標であります。もちろん、国は機構を通じて行う事業以外にもいろいろな事業を実施しており、この政策目的を達成しようとしているわけでありますけれども、評価に当たりましては、国の全体での政策評価という点もございまして、その評価の問題はまだ少し整理が必要と考えております。この事業だけではなくて、実は先ほど言いましたように機構の補完的役割がありますので、冒頭言いましたように、全体についてその調整が必要なのかなという感じはしております。

手島委員 第三者機関のことなんですけれども、1つは意見ですが、先ほどの徳江さんがおっしゃった、二重、三重のいろいろ監査とかガバナンスをやる機関を設けるということについ

ては、非常に意欲的に取り組んでおられて、私はこういう方法は非常にいいなと思ってお話を伺いました。特に今のような時期はこういうものをきちんとやっていくということが非常に大事だろうなと思います。

それから、私の質問は、お話の中にも現在やっておられる仕事を大きく見直して、本当に必要なものを効率的にやっていくんだという基本的なお考えということなんで、それも非常にいいなと思うんです。予算の額というのを見ると、2つの機関を合わせて今現在のものが大体5,000億円近くになると思うんですが、一番下の方でそれを見ますと、絵の書いてあるものです。3,700億円ということで、相当大幅に少なくなっていますね。そうすると、かなりやめることになる仕事とか、あるいは何か除外する仕事というのがあるのかなと思って、この数字を見せていただいておりますが、やめる方の仕事というのは、大ざっぱに言ってどんなような仕事があるのでしょうか。

生産局畜産企画課長 先ほど予算の関係は省略いたしました。縦長の資料の上の欄でいきますと、4,600億円余と300億円弱ということで、5,000億円近い予算額を持っているということでございます。下の方の予算の数字、これは平成15年度と書いてありますが、下半期は機構の予算で3,700億円になっています。例えば、国費の欄を見ていただければわかりますように、機構の業務あるいは事業団の業務としてはかなり波がございます。緊急時に対応するような業務、例えばBSE、実は14年度かなりの数字になっているのは、事業団においてBSE対策、これは生産から流通、消費に至るまで各般の施策を講じたところでございますけれども、そういった支出が増えています。15年度になりまして、おかげさまでBSEにつきましては消費とか価格の面については大分戻ってまいりました。もちろんまだまだやることはあるんですが、そういった面で、かなり額が減ってます。

もちろん、先ほど言いましたように、特殊法人の改革の一環として、両法人の業務を見直しました。例えば、畜産関係の業務で申し上げますと、乳業関係者に債務保証を行うような業務もございました。これも大分民間、これが始まったのは昭和30年代なんです。最近ですとそういった業務、残高はまだあるんですが、新規についてはもう民間主体に移行という関係で、例えば債務保証の新規はやめるとか、幾つかの業務、6つぐらいの業務を整理してございます。もちろん、最近実績のないものもございまして、多少そういった分野については、事業団が直接新規にやるのは停止しようというような整理を行っております。これは全体として民間活力の活用、小泉改革の一つの流れでもありますので、そういった趣旨に沿って見直したところであります。あるいは、野菜業務でも、昔は野菜の保管施設、例えば冷蔵保管施設等が

少なかった時代がございました。野菜が暴騰してもぱっと出せるような施設で保管できるというようにということで、野菜供給安定基金が、そういう野菜の保管施設で低温保管施設をみずから設置運営するというをやっておりますが、最近のご案内のとおりコールドチェーンと申しますか、民間でのいろいろな施設の整備も大分進んでおりますので、そういった業務をやめるということで、見直しをしております。

必ずしも予算額と業務の見直しで額が連動しているわけではないという点がありますので、ここはご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

問委員 一つお願いなんですけれども、3ページから4ページに、家畜排せつ物についての施設整備の戸数を対前年比で5%ふやすという項目があるんですが、現在BSEから後の話なんですけれども、こういう整備の補助事業が非常に少なくなってやりにくいという話をあちこちで聞くんです。何も5%と決めないで、頑張ってもらいたいという、希望なんですけれども。とにかく、16年11月1日からということの法整備がされているわけですから、それまでにはたくさんやっていただいて、始まった後はみんなきれいな農場で運営ができるという形ができればいいと思うんです。ですから、この5%のところは外していただいて、頑張ってもらえればありがたいという、一農家の意見であり、農家全体の意見だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

生産局畜産企画課長 問委員には日ごろいろいろとご指導をいただいております。

ちょっとご紹介させていただきます。3ページの下欄でありますけれども、家畜排せつ物等の管理の適正化及び事業の促進のための施設、こういった施設につきましては、実は法律が平成11年にできまして、ただ非常に費用がかかるものですから、5年間の猶予期間を置いております。それが来年、16年10月いっぱいということで、5年間でこういった家畜排せつ物等についての管理をきちんとやっていただく。ともすれば、野積みとか、素掘りといひまして、畑に積んでおくとか、あるいは昔の肥だめでありますけれども、畑に穴を掘ってためておくということで、環境上、あるいは衛生上のいろいろな問題を引き起こしております。これを5年間で何とかそういった状態を解消したいということで進めております。

実は、いよいよ1年半弱になりましたが、現在総点検を各都道府県あるいは全中、農協系統組織であります。全中さんの方と協力しまして全国の総点検を実施しております。何とか来年の10月までには、場合によっては簡易な対応も含めて、きちんとそういった野積みあるいは素掘りというような状態を解消するべく、計画的な整備、必要な予算の確保ということで頑張

ってまいりたいと思っております。

その一部分について、機構の事業を使って実施する部分がございますが、それについて機構の目標としてこういった記述を置いています。総点検を今6月中をめどに実施しているものですから、そういったものを踏まえて引き続き検討していきたいというふうに考えております。

渡辺臨時委員 水資源機構の業務につきまして、確認の意味で一つ伺いたいと思います。

ご説明いただいた資料の主な業務の枠内の第1点目の括弧の中に、水供給を増大させないものに限るという表現があります。水供給量と増大の定義や認識にもかかわるのかもしれませんが、水資源を新たに開発しなくても、例えばいろいろな運用によって全体としての供給量を増やすようなことがあり、そのための施設の新築あるいは改築というようなものもあって、それはこの水資源機構の業務に含まれていると理解しています。今のご説明だと、どのように理解したらいいかよく分からないので、補足ご説明いただきたいと思います。

農村振興局総務課長 まず水の供給量を増大させないものということで、先ほども申し上げましたが、一つは現に着手しているものは除くというのがまず第1点でございます。

それともう一つは、今、委員おっしゃいましたように、例えば農業用水と都市用水の関係で、あるいは工業用水が余っている、農業用水が余っている、いろいろな場面がございます。そういったときに、例えば水利用といいますか、用水の効率的利用を図るために、取り方を新しい何か堰等、合口事業などがございますけれども、そういったことを通じて、結果的に必要とするところに必要な水を新しくもたらすといった部分は、今後とも水資源機構の業務としてはやっていくということになります。

佛田専門委員 農林漁業信用基金について質問をしたいんですが、1枚紙の予算のところでは1,575億円という、国費以外の収入がございますが、これはどういうところがご負担をなさっているのか、お伺いしたい。

なぜそれをお伺いするかというと、信用保証という点におきましては、一般の商工業の団体が運営をしています信用保証協会が各県にございますが、特に農業法人が農業生産に付帯するような加工品の製造業務などの融資関連に伴う融資を行うときに、本来であれば農林漁業信用基金の方の信用保証の枠を得るような融資制度ということなんですが、それがなかなかいいものが少ないということがありまして、いみじくも一般の商工業の信用保証協会に申し出をしますと、それは農業の分野については融資ができないのでということで、売り上げの詳細を全部分けるというような非常に面倒くさいことを追求されるわけです。私どもとしては、農林漁業信用基金の信用保証というふうに考えておるんですが、それが難しい。そして、なおかつ今法

人化が進みますと銀行からの取り引きがふえてまいりますけれども、この農林漁業信用基金につきましては、多分各県の協会では銀行が出資をしておりませんので、銀行を通して農林漁業信用基金を使うということが、信用保証を得るということができないという現実がありまして、非常に農業と商工業のはざまに農業法人が置かれているという現実がございますので、その分のご配慮、つまり5年計画、中期目標というのはおよそ4年6カ月を目標とされますので、これはかなりこの中で配慮されるべき問題ではないかと私は思いますので、質問ということでお願いします。

経営局金融調整課長 ご指摘の点、非常に重要なポイントだと我々も思っているんです。後の方からお答えいたしますけれども、特に銀行から金を借りようとするときの、その保証が受けられるかどうか、これは重要な問題なんです。各県に置かれております農業信用基金協会、ここの仕事というのは、基本的には農業者が農業関係の資金を調達するときの債務保証をきちんとやるということなんです。しかも、各県の基金協会の出資者にだれがなるかといいますと、これは法律上は農業者、それから、地方公共団体なんです。この農業者にかわってといいますか、農協が農家を組合員として抱えておりますので、農家にかわって農協が出資をすることができるようになっていて、多くの場合には基金協会は農協と地方公共団体が出資をしている、こういう形になっているんです。あくまでも農協が出資をしているのは農家にかわってということなんです。金融機関としての農協が出資をしているわけではないんです。したがって、法律上も、銀行とか信用金庫から農家が借りようとするときのこれについての債務保証は、やるという仕掛けになっております。ところが、実態的にいいますと、これは県の協会によってちょっとずつ濃淡ありますが、農家の方、特に農協の組合員になっていないような方が銀行や信金から金を借りようとするときに、保証してくれということで各県の協会に申し込んだときに、いろいろ意地悪をして、結局債務保証をしないというケースが時々聞こえてきます。そういう話があったときは、我々の方は、この法律上の仕組みとしては、銀行、信金含めて、農家が金を借りるときの保証をすることになっていきますし、仮に農家の方が基金協会の出資者になっていない場合、農協の組合員にもなっていないなければ出資をしていないこととなりますので、そのときは、農家の方が基金協会に一口出していただいて出資をしていただければ、この保証を必ずするというふうに指導もしております。

したがって、金融機関との関係でいきますと、農協だけではなくて、銀行も信金も含めて、すべてカバーをする。そういう仕掛けですし、そこはきちんと徹底をしていく、そういう必要があるというふうに思っております。

それから、もう一つは中小の方の保証制度との仕分けの話なんです。こっちは話は、実際かなり難しい話でありまして、中小の方は中小の事業性の資金に着目をして、中小企業庁の制度で各県の信用保証協会、それを束ねる形で中央には中小企業総合事業団というのがございます。それと同じ仕組みが、農業の資金のために各県の農業信用基金協会があり、それから中央段階に今度独立行政法人になりますこの信用基金がある、こういう形でありますので、そのところは一応中小と農業関係という線引きはあるんです。ただ、現実の話として、農業をどこまでとらえるか。特に二次産業、三次産業のところに進出をしたときにどうなるかという話でありまして、できるだけ農業から派生する部分につきましては、融資の面でもそうですけれども、保証の面でもこちらの農業の信用基金協会のところできちんとカバーする方向で、我々是对応すべくいろいろやっております。現実にはいろいろご不満な点あるかもしれませんが、個々に言っていただければ、いろいろまた調整をして、そこはできるだけカバーするようにしていきたいというふうに思っております。

佛田専門委員 今のお答えに関してですけれども、1ページの基金協会は利用者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するためという文言がございますので、そもそも今のお話は、見えているものは本当に何百分の一ぐらいのお話だと思ひまして、大体が門前払いをされるということでございますので、この分の情報提供等のサービスを十分やっていただきたいと思ひます。

以上です。

経営局金融調整課長 その点、十分配慮させていただきます。

松井専門委員 農畜産業振興機構の3ページ、(3)の学校給食についてなんですが、HACCP承認工場の割合を、終了時まで50%以上に引き上げるといふ文言ですが、まず現在これ何%なのか。50%というのは何かちょっと低すぎるような気がするんですけども、その根拠を教えてくださいたいです。

生産局畜産企画課長 現在の取得率ですが44.1%、何とか50%を超えたいということで、機構の目標として具体的な計画として掲げるように検討している段階でございます。

松井専門委員 44.1%から4年と6カ月かけて50%にするということですか。それはかなり難しいことなんでしょうか。ちょっとわからないので、聞かせていただけますか。今、HACCPをどんどん推進している立場ですね。それにしても上昇率がちょっと少ないと思うんですが。

生産局畜産企画課長 本当は早く100%を目指さなければいけないということだろうと思ひ

ますが、学校給食は、地域、地域でやっていますので、先ほどの乳業工場の再編の話もありましたが、2トン以下というような、非常に零細な工場もありますので、そういった再編との関係も出てくるということで、恐らく、これ以上にはいくんだらうと思いますが、現在50%を目標にしております。ご指摘はまた帰って検討させていただきます。

松本分科会長 まだ固まったものではありませんので、次の審議のときにひとつ鋭く突っ込んでいただきたいと思います。

そのほかございませんか。

徳江委員 農業者年金基金について、1点お尋ねします。

2ページです。国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項で2番目、年金資産の安全かつ効率的な運用ということで、一応目標はこういう形で掲げられておりますが、具体的に中期計画の中でどういうふうにするか。まだ中途ですから、はっきり出されていないんじゃないかと思えますけれども、大変難しい問題ではないかと思えますので、毎年度1回以上、そういう妥当性の検証をするというだけでいいのかどうか。これをさらに受けて中期計画を立てるのかどうか、この辺をお尋ねしたいと思います。

経営局経営政策課長 これは中期目標、中期計画ともに、まだ現時点で考えている案ということなんですけれども、なるべく数値目標という形で定めることが望ましいと言われているんですけれども、では、今は回数で、少なくとも中期目標の方は回数で示したらどうかということなんですけれども、中身についてはなかなか、まさに検討の結果なものですから、どんな定め方があるのかなということを検討している段階でございまして、今、いただいたご指摘も踏まえて、次回のときにはまたその時点での検討状況のご説明をさせていただきたいと思います。

松本分科会長 そのほかよろしゅうございますか。

非常にたくさんのご意見をありがとうございました。繰り返しますが、まだこの案が固まる段階、まだ中途でございまして、おいおい固まった中期目標が提出されると思います。そこでまたもう一度ご審議をお願いするということになるかと思えます。

本日予定の議事もこれで一応は終了いたしましたけれども、全体を通して、何か質問を忘れたとか、そういうことございませんか。今、ここでお受けしたいと思います。

それでは、最後に、事務局の方から連絡事項がございますので、もうしばらくお時間をちょうだいしたいと思います。

大臣官房文書課調査官 それでは、今後の予定についてご案内したいと思います。お手元に参考1の紙がございます。こちらは前回の分科会でご了承いただきましたスケジュール、若干

文言修正したものでございます。この日程表にも出ておりますように、本日各法人から14年度の業務実績の概要のご説明を申し上げます。これから7月にかけて、昨年と同様、各プロジェクトチームに分かれて集中的に評価作業を進めていただくというふうになります。皆様方におかれましては、忙しい中大変恐縮でございますが、事務局としてもいろいろ鋭意努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、参考資料2の関係でございます。こちらに10月1日に設立される独立行政法人の部分も含めまして、プロジェクトチームの一覧を載せてございます。新設される独立行政法人につきましても、それぞれプロジェクトチームを設けて評価基準の策定あるいは評価作業の実施ということを行っていただくことを考えております。メンバーにつきましては、お手元の資料のとおりでございます。

具体的には、新しくできる4つの独立行政法人につきましては、この後、多分8月から9月にかけて、農業分科会で中期目標、中期計画の正式な審議をしていただくこととなります。その結果、9月以降評価基準の策定ということで、プロジェクトチーム単位でご審議をいただくことになると思っております。

なお、今、お示ししております各プロジェクトチームのメンバー表のうち、徳江委員におかれましては、今、種苗管理センターをご担当していただいておりますが、全体の調整の結果もございまして、14年度の業務実績評価が終わった後には、農畜産業振興機構のプロジェクトチームの方に所属を変更していただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それともう1点でございますが、水資源機構の関係でございます。先ほどの説明にもございましたが、水資源機構につきましては、当農林水産省のほか、国土交通省、経済産業省、厚生労働省と、合計4つの省の共管法人というふうになっております。この結果、4つの省の評価委員会が評価作業に関与するという形になります。そういうこともありまして、各省の評価委員会の事務局の方で相談した結果、水資源機構につきましては、4省評価委員会の合同会議みたいな形で審議をしたらどうかというふうになっております。その結果、今、水資源機構のプロジェクトチームに所属いただくこととなります小林委員、渡辺委員、佐藤委員におきましては、この4省の合同会議の方にご出席いただきたいというふうに思っております。

なお、4省の合同会議で行われた議論につきましては、また適宜こちら農業分科会の方で内容の報告あるいはご審議をいただくということを考えております。

なお、4省の合同会議につきましては、第1回の会合を7月下旬に、中期目標の関係ですが、

開催するという予定になっております。したがって、この部分につきましては、次回8月に予定しております農業分科会で内容を報告するという段取りを考えてございます。

最後に、次回の日程でございますが、次回の農業分科会、参考1にもありますとおり、8月上旬に開催したいというふうに思っております。お手元に別途日程の関係のお伺いを配っておりますが、これにご都合をご記入の上、お手数でございますが、6月9日までにご返送くださるようお願い申し上げます。

なお、本日この場で提出いただける方につきましては、お帰りの際受け付けの方にご提出いただくようお願いいたします。

また、資料の関係でございますが、本日は資料大変大部となってちょっと申しわけなかったんですが、席上に置いておいていただければ、事務方の方でそれぞれ郵送させていただくように手配いたしますので、もしお持ちいただくのがちょっと重いというような方は、そのまま机に置いておいていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

松本分科会長 本日は、1時半に開会いたしまして、もう既に5時半を回っております。延々4時間を過ぎる非常に長い、しかも非常に熱心なご審議をちょうだいしまして、ありがとうございました。さぞかしお疲れのことだと思います。

以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第9回農業分科会を閉会いたします。

繰り返しますが、委員並びに専門委員の先生方には、非常に熱心なご審議をちょうだいしまして、ありがとうございました。

以上をもって閉会といたします。

—————了—————